令０２原機（大安）０２５
令和２年５月１１日

原子力規制委員会　殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川７６５番地１
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　　児玉　敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第３７条第１項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

別紙

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

１．変更の内容

（１）原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

１）施設管理に係る活動の追加に関する変更

① 第１条の２第２項について、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加する。

② 第２編、第４編及び第５編について、「施設管理目標の策定」、「施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定」、「施設管理実施計画等の策定」、「保全活動の実施」及び「保全活動の有効性評価及び改善」に関する事項を追加する。

③ 第３３条及び第３７条について、「長期施設管理方針」に関する見直しを行う。

２）事業者検査の実施に関する変更

① 大洗研究所に独立検査組織を設置することに伴い、第１２条の３に「独立検査組織の設置」を、第１２条の４に「事業者検査の独立性の確保」を追加する。併せて、独立検査組織の検査責任者として、第５条の２に事業者検査に関する業務を行う「原子力施設検査室長」の職位を追加する。

② 第４編及び第５編について、「定期事業者検査」の実施に関する事項を追加する。

③ 第４編及び第５編について、「使用前事業者検査」の実施に関する事項を追加する。

④ 上記２）②及び③の変更に伴い、第４編及び第５編について保守結果の報告等に関する事項を追加する。

３）重水臨界実験装置（ＤＣＡ）に係る廃止措置に関する管理を追加

① 第８４条について、廃止措置計画の段階における適用範囲を追加する。

② 第８４条の２について、原子炉の運転停止に関する恒久停止措置に係る事項を追加する。

③ 第２章として廃止措置の管理に関する事項を追加する。

４）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に基づく変更

① 第１編第３章について、原子炉施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を規定する。

② 品質マネジメントシステムの変更に伴い、第５条の２に契約業務に係る契約部長、管理部長及び調達課長の職位を追加する。

５）その他法令改正及び品質マネジメントシステムの変更に伴う所要の見直しを行う。

（２）平成２５年１２月１８日改正法施行の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）への適合までの対応の追加

１）第１条の２第３項について、新規制適合までの原子炉運転に関する方針を追加する。

２）第１３５条の２第２項について、新規制適合までの期間において、原子炉停止中における継続的な機能維持を必要とする施設・設備を選定することを追加する。

（３）記載の適正化に係る変更

１）第２１条について、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練に関する事項を追加する。

２）第２６条について、非常事態における活動として避難活動を追加する。

３）第２８条について、原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加する。

４）第５５条、第７７条及び第７８条について、ＡＬＡＲＡの精神に基づき管理することを追加する。

５）第９１条及び第１４２条について、修理及び改造に関する事項の記載の適正化を行う。

６）その他、表記の見直し等を行う。

２．変更の理由

（１）原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１５号）の一部の施行により、原子炉等規制法及び関連規則が一部改正又は制定されたことから、原子炉施設保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため。

（２）平成２５年１２月１８日改正法施行の原子炉等規制法への適合までの対応の追加

高速実験炉における新規制適合までの間の、原子炉停止中における対応を明確にするため。

（３）記載の適正化に係る変更

１）原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練の実施を明確にするため。

２）非常事態における活動について、避難活動を含めた対応であることを明確にするため。

３）原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を明確にするため。

４）放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに液体廃棄物及び気体廃棄物の管理において、ＡＬＡＲＡの精神にのっとり保安活動を行うことを追加するため。

５）修理及び改造に関する手続きの明確化を図るため。

６）標記の適正化を図るため、所要の見直しを行う。

３．施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別　添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定
新旧対照表

令和２年５月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第１編　総則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第１編　総則 第１章　通則	１編　総則 第１章　通則	
第１条　（省略）	第１条　（変更なし）	
（基本方針） 第１条の２　前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。	（基本方針） 第１条の２　前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更
（新設）	２　法第３５条第１項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和３２年総理府令第８３号。以下「試験炉規則」という。）第９条第１項第１号から第４号までの定めに従って、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。	法令改正に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加
（新設）	３　法（平成２５年１２月１８日改正法施行）への適合に係る使用前事業者検査の確認を受けるまでの間、原子炉の運転は行わない。ただし、使用前事業者検査に伴い原子炉の運転が必要な場合は、この限りでない。	新規制適合までの原子炉運転に関する方針を追加
第２条　（省略）	第２条　（変更なし）	
（定義） 第３条　この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。 (2)　「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。 (3)　「部長」とは、大洗研究所に属する部長をいう。 (4)　「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。 (5)　「施設管理者」とは、施設の管理に係る業務を行うため、別表第１の第４欄及び第５欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (6)　「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第１の第５欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (7)　「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第１の第４欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (8)　「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。 (9)　「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。 (10)　「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。 (11)　「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をい	（定義） 第３条　この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。 (2)　「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。 (3)　「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。 (4)　「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。 (5)　「施設管理者」とは、施設の管理に係る業務を行うため、別表第１の第４欄及び第５欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (6)　「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第１の第５欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (7)　「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第１の第４欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第３欄に掲げる者をいう。 (8)　「廃止措置主任者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。 (9)　「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。 (10)　「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。 (11)　「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をい	原子力施設検査室長の追加に伴う定義の見直し 法令改正に伴う変更

変更前	変更後	備考
う。	う。	
(12)　「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。	(12)　「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。	
(13)　「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。	(13)　「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。	
(14)　「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。	(14)　「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。	
(15)　「廃棄物の仕掛品」とは、固体状の核燃料物質等で環境技術課長へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物、又は固体状の核燃料物質等で固体廃棄物貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物一時保管場所（以下「固体廃棄物貯蔵庫等」という。）に保管する前段階の物であって、これから廃棄をしようとする物をいう。	(15)　「廃棄物の仕掛品」とは、固体状の核燃料物質等で環境技術課長へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物、又は固体状の核燃料物質等で固体廃棄物貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物一時保管場所（以下「固体廃棄物貯蔵庫等」という。）に保管する前段階の物であって、これから廃棄をしようとする物をいう。	
(16)　「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。	(16)　「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。	
(17)　「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。	(17)　「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。	
(18)　「施設定期自主検査」とは、原子炉施設の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査並びに原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定機器の校正をいう。ただし、廃止措置計画の認可を得た原子炉については、廃止措置計画において保安上特に管理を必要とする設備の機能が維持されているかどうかについての検査並びに原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正をいう。	（削る）	法令改正に伴い、施設定期自主検査の定義の削除
(19)　「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。	(18)　「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。	号番号の繰上げ（以下同じ。）
(20)　「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第２に掲げる事態をいう。	(19)　「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第２に掲げる事態をいう。	
(21)　「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第７条に定める線量限度が適用されるものをいう。	(20)　「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第７条に定める線量限度が適用されるものをいう。	
(22)　「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。	(21)　「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。	
(23)　「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。	(22)　「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。	
（新設）	(23)　「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。	法令改正に伴う定義の追加（以下同じ。）
（新設）	(24)　「事業者検査」とは、法第２８条第１項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第２９条第１項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。	
（新設）	(25)　「廃止措置対象施設」とは、法第４３条の３の２第２項の認可を受けた廃止措置計画（同条第３項において読み替えて準用する法第１２条の６第３項又は第５項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。	
（新設）	(26)　「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。	
（新設）	(27)　「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第２３条第１項若しくは第２６条第１項の許可又は法第４３条の３の２第２項の認可を受けたところによるものであ	

変更前	変更後	備考
	り、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和２年原子力規制委員会規則第７号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。）、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。	
（新設）	(28)　「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（廃止措置対象施設以外にあっては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。	
（新設）	(29)　「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ①　施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ②　原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③　原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項 ④　原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項 ⑤　原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥　原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項 ⑦　⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項 ⑧　原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項	
（新設）	(30)　「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。	
（新設）	(31)　「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。	
第４条　（省略）	第４条　（変更なし）	
第２章　管理体制 第１節　組織及び職務	第２章　管理体制 第１節　組織及び職務	
（組織） 第５条　大洗研究所（南地区）の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第１のとおりとする。	（組織） 第５条　大洗研究所（南地区）の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第１のとおりとする。	
２　機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。	２　機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。	品質マネジメントシステムの見直しに伴い、本部組織に契約部長を追加
（職務） 第５条の２　原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	（職務） 第５条の２　原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	
(1)　理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。	(1)　理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。	
(2)　統括監査の職は、原子炉施設の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。	(2)　統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更
(3)　管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質	(3)　管理責任者は、第１３条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。	品質マネジメントシステム

変更前	変更後	備考
保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事とする。		の見直しに伴う記載の適正化
(4)　安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。	(4)　安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更
（新設）	(5)　契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う調達業務に係る職位の追加
(5)　大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。	(6)　大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。	号番号の繰下げ（以下同じ。）
(6)　大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。	(7)　大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。	
（新設）	(8)　原子力施設検査室長は、第１２条の３に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。	独立監査組織の設置に伴う職位の追加
(7)　高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画及び運転計画に係る業務を統括する。	(9)　高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画及び運転計画に係る業務を統括する。	
(8)　環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、ＤＣＡの年間管理計画に係る業務を統括する。	(10)　環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、ＤＣＡの年間管理計画に係る業務を統括する。	
(9)　保安管理部長は、次号から第１３号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第３０条第３項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。	(11)　保安管理部長は、次号から第１５号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第３０条第３項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。	記載の適正化
(10)　安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における保安教育の庶務に関する業務を行う。	(12)　安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。	品質マネジメントシステムの変更に伴う職務の見直し
(11)　施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質保証活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。	(13)　施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更
(12)　危機管理課長は、非常の場合に採るべき措置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。	(14)　危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。	記載の適正化
(13)　核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。	(15)　核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。	
(14)　放射線管理部長は、次号及び第１６号に掲げる保安活動を統括する。	(16)　放射線管理部長は、次号及び第１８号に掲げる保安活動を統括する。	記載の適正化
(15)　環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第１７及び別表第１８に掲げる放射線管理用機器の管理を行う。また、放射線管理第１課長の依頼に基づき、放射線管理用設備の保守及び校正を行うことができる。	(17)　環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第１７及び別表第１８に掲げる放射線管理用機器の管理を行う。また、放射線管理第１課長の依頼に基づき、放射線管理用設備の保守及び校正を行うことができる。	
(16)　放射線管理第１課長は、原子炉施設に関する放射線管理業務並びに別表第１９．１及び別表第２０．１に掲げる放射線管理用設備、並びに別表第１９．２及び別表第２０．２に掲げる放射線管理用機器の管理を行う。	(18)　放射線管理第１課長は、原子炉施設に関する放射線管理業務並びに別表第１９及び別表第２０に掲げる放射線管理用機器の管理を行う。	別表の見直しに伴う記載の適正化
（新設）	(19)　管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。	品質マネジメントシステムの変更に伴う調達業務に係る職位の追加
（新設）	(20)　調達課長は、大洗研究所（南地区）における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。	

変更前	変更後	備考
(17)　高速実験炉部長は、次号から第２１号までに掲げる保安活動を統括する。 (18)　高速炉技術課長は、「常陽」の運転計画、特殊試験計画、性能試験計画、燃料取替計画及び使用済燃料を処理するための払出しに関する業務を行う。ただし、次号に掲げる使用済燃料貯蔵管理及び受払に関する業務を除く。 (19)　高速炉第１課長は、「常陽」の運転に関する業務、特殊試験計画の作成に関する業務、新燃料装荷に関する業務、使用済燃料貯蔵管理及び受払に関する業務（処理のための払出しを除く。）、廃棄物処理建家廃棄物処理設備の保守に関する業務、廃棄物処理建家に関する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄に関する業務を行う。ただし、第２１号に掲げる新燃料貯蔵設備の運転に関する業務、次号に掲げるメンテナンス設備及びメンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備の運転に関する業務並びに第２３号に掲げる液体廃棄物の廃棄に関する業務を除く。 (20)　高速炉第２課長は、「常陽」の保守に関する業務、保守計画及び特殊試験計画の作成に関する業務、メンテナンス設備及びメンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備の運転に関する業務、施設定期自主検査及び保修並びに改造の実施に関する業務を行う。ただし、前号に掲げる廃棄物処理建家廃棄物処理設備の保守に関する業務を除く。 (21)　高速炉照射課長は、照射計画及び特殊試験計画の作成に関する業務、新燃料貯蔵設備の運転に関する業務並びに核燃料物質の管理に関する業務を行う。ただし、第１８号に掲げる高速炉技術課長の職務に関する業務、第１９号に掲げる高速炉第１課長の職務に関する業務及び前号に掲げる高速炉第２課長の職務に関する業務を除く。 (22)　環境保全部長は、次号に掲げる保安活動を統括する。 (23)　環境技術課長は、原子炉施設の固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）及び液体廃棄物の廃棄に関する業務、ＤＣＡの廃止措置及び旧廃棄物処理建家の廃止に関する業務、ＤＣＡの保守及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。ただし、第１９号に掲げる液体廃棄物の廃棄に関する業務を除く。 ２　この規定に定める品質保証活動及び保安活動と前項に掲げる者との関連は、別表第２．１のとおりとし、各職位は、各自の業務所掌範囲に基づき、品質保証の考えのもと保安活動に関する業務を行う。 ３　当直長は、高速炉第１課長の命を受け、第１項第１９号に掲げる運転に係る当該直の業務を行う。なお、副当直長は、当直長を補佐し、当直長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。	(21)　高速実験炉部長は、次号から第２５号までに掲げる保安活動を統括する。 (22)　高速炉技術課長は、「常陽」の運転計画、特殊試験計画、性能試験計画、燃料取替計画及び使用済燃料を処理するための払出しに関する業務を行う。ただし、次号に掲げる使用済燃料貯蔵管理及び受払に関する業務を除く。 (23)　高速炉第１課長は、「常陽」の運転に関する業務、特殊試験計画の作成に関する業務、新燃料装荷に関する業務、使用済燃料貯蔵管理及び受払に関する業務（処理のための払出しを除く。）、廃棄物処理建家廃棄物処理設備の保守に関する業務、廃棄物処理建家に関する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄に関する業務を行う。ただし、第２５号に掲げる新燃料貯蔵設備の運転に関する業務、次号に掲げるメンテナンス設備及びメンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備の運転に関する業務並びに第２７号に掲げる液体廃棄物の廃棄に関する業務を除く。 (24)　高速炉第２課長は、「常陽」の保守に関する業務、保守計画及び特殊試験計画の作成に関する業務、メンテナンス設備及びメンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備の運転に関する業務、施設定期自主検査及び保修並びに改造の実施に関する業務を行う。ただし、前号に掲げる廃棄物処理建家廃棄物処理設備の保守に関する業務を除く。 (25)　高速炉照射課長は、照射計画及び特殊試験計画の作成に関する業務、新燃料貯蔵設備の運転に関する業務並びに核燃料物質の管理に関する業務を行う。ただし、第２２号に掲げる高速炉技術課長の職務に関する業務、第２３号に掲げる高速炉第１課長の職務に関する業務及び前号に掲げる高速炉第２課長の職務に関する業務を除く。 (26)　環境保全部長は、次号に掲げる保安活動を統括する。 (27)　環境技術課長は、原子炉施設の固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）及び液体廃棄物の廃棄に関する業務、ＤＣＡの廃止措置及び旧廃棄物処理建家の廃止に関する業務、ＤＣＡの保守及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。ただし、第２３号に掲げる液体廃棄物の廃棄に関する業務を除く。 （削る） ２　当直長は、高速炉第１課長の命を受け、第１項第２３号に掲げる運転に係る当該直の業務を行う。なお、副当直長は、当直長を補佐し、当直長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 品質マネジメントシステムの見直しにより第１３条に規定 項番号の繰上げ、記載の適正化
第２節　原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者	第２節　原子炉主任技術者及び廃止措置主任者	法令改正に伴う変更（以下同じ。）
第６条　（省略）	第６条　（変更なし）	
（廃止措置施設保安主務者の選任） 第６条の２　所長は、ＤＣＡの廃止措置に係る保安の監督を行わせるため、ＤＣＡ廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員のうちから選任する。ただし、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は、実務経験を考慮する。また、第４号に定める者から選任する場合は、燃料が全て施設から搬出された以降とする。 (1)　原子炉主任技術者免状を有する者 (2)　核燃料取扱主任者免状を有する者 (3)　技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 (4)　第１種放射線取扱主任者免状を有する者	（廃止措置主任者の選任） 第６条の２　所長は、ＤＣＡの廃止措置に係る保安の監督を行わせるため、ＤＣＡ廃止措置主任者を次の各号に定める職員のうちから選任する。ただし、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は、実務経験を考慮する。また、第４号に定める者から選任する場合は、燃料が全て施設から搬出された以降とする。 (1)　原子炉主任技術者免状を有する者 (2)　核燃料取扱主任者免状を有する者 (3)　技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 (4)　第１種放射線取扱主任者免状を有する者	

変更前	変更後	備考
2　所長は、ＤＣＡ廃止措置施設保安主務者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を前項に基づき選任する。	2　所長は、ＤＣＡ廃止措置主任者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を前項に基づき選任する。	
（原子炉主任技術者の職務） 第７条　常陽原子炉主任技術者は、「常陽」の運転に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1)　「常陽」の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当理事に対して意見を具申する。 (2)　「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3)　この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。 (4)　「常陽」の運転計画、試験計画、保守計画等の保安上の計画を確認する。 (5)　「常陽」の運転記録を点検する。 (6)　「常陽」について所轄官庁が法令に基づいて行う性能検査及び保安規定の遵守状況の検査等に原則として立会う。 (7)　保安教育基本計画を確認する。 (8)　法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく「常陽」に係る定期報告を確認する。 (9)　第３２条第２項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。 (10)　「常陽」の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。 (11)　「常陽」の廃止に関する措置の計画策定に参画する。	（原子炉主任技術者の職務） 第７条　常陽原子炉主任技術者は、「常陽」の運転に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1)　「常陽」の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当理事に対して意見を具申する。 (2)　「常陽」の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3)　この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。 (4)　「常陽」の運転計画、試験計画、保守計画等の保安上の計画を確認する。 (5)　「常陽」の運転記録を点検する。 (6)　「常陽」について原子力規制委員会が行う検査に原則として立会う。 (7)　保安教育基本計画を確認する。 (8)　法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく「常陽」に係る定期報告を確認する。 (9)　第３２条第２項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。 (10)　「常陽」の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。 (11)　「常陽」の廃止に関する措置の計画策定に参画する。	法令改正に伴う見直し
（廃止措置施設保安主務者の職務） 第７条の２　ＤＣＡ廃止措置施設保安主務者は、ＤＣＡの廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1)　ＤＣＡの廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。 (2)　ＤＣＡの廃止措置に関し、廃止措置の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3)　この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。 (4)　ＤＣＡ年間管理計画を確認する。 (5)　ＤＣＡについて所轄官庁が法令に基づいて行う保安規定の遵守状況の検査等に原則として立会う。 (6)　保安教育基本計画を確認する。 (7)　法令に基づくＤＣＡに係る定期報告を確認する。 (8)　第３２条第２項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。 (9)　ＤＣＡの廃止措置計画の改正に参画する。	（廃止措置主任者の職務） 第７条の２　ＤＣＡ廃止措置主任者は、ＤＣＡの廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1)　ＤＣＡの廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。 (2)　ＤＣＡの廃止措置に関し、廃止措置の業務を行う者に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3)　この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。 (4)　ＤＣＡ年間管理計画を確認する。 （削る） (5)　保安教育基本計画を確認する。 (6)　法令に基づくＤＣＡに係る定期報告を確認する。 (7)　第３２条第２項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。 (8)　ＤＣＡの廃止措置計画の改正に参画する。	法令改正に伴う変更 法令改正に伴い、廃止措置主任者の職務から検査の立会いに関する事項を削除号番号の繰上げ（以下同じ。）
第８条　（省略）	第８条　（変更なし）	
第３節　委員会	第３節　委員会	
第９条　（省略）	第９条　（変更なし）	
（中央安全審査・品質保証委員会） 第１０条　理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。	（中央安全審査・品質保証委員会） 第１０条　理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。	

変更前	変更後	備考
2　中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ①　原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項 ②　原子炉施設の定期的な評価の結果 (2)　事故又は非常事態に関する重大事項 (3)　品質保証活動の基本事項 (4)　その他、理事長の諮問する事項 3　中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4　理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。	2　中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ①　原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項 ②　原子炉施設の定期的な評価の結果 (2)　事故又は非常事態に関する重大事項 (3)　品質マネジメント活動の基本事項 (4)　その他、理事長の諮問する事項 3　中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4　理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更
（原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成） 第１１条　所長は、大洗研究所（南地区）に原子炉施設等安全審査委員会を設置する。 2　原子炉施設等安全審査委員会は、常陽原子炉主任技術者及びＤＣＡ廃止措置施設保安主務者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名した者があたる。 3　原子炉施設等安全審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。	（原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成） 第１１条　所長は、大洗研究所（南地区）に原子炉施設等安全審査委員会を設置する。 2　原子炉施設等安全審査委員会は、常陽原子炉主任技術者及びＤＣＡ廃止措置主任者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名した者があたる。 3　原子炉施設等安全審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。	法令改正に伴う変更
（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項） 第１１条の２　原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　原子炉設置変更許可申請に関する事項 (2)　本規定の改定及び廃止に関する事項 (3)　原子炉施設の廃止措置に関する事項 (4)　原子炉施設の保修又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可に係る場合に限る。） (5)　「常陽」に係る特殊試験及び性能試験に関する事項 (6)　「常陽」に係る使用中燃料の検査結果に関する事項（検査の結果、継続使用が不可能な場合に限る。） (7)　放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項 (8)　施設の定期的な評価に関する事項 (9)　原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項 (10)　その他、所長が諮問する事項 2　原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。 3　所長は、前項の答申を尊重する。	（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項） 第１１条の２　原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　原子炉設置変更許可申請に関する事項 (2)　本規定の改定及び廃止に関する事項 (3)　原子炉施設の廃止措置に関する事項 (4)　原子炉施設の保修又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る場合に限る。） (5)　「常陽」に係る特殊試験及び性能試験に関する事項 (6)　「常陽」に係る使用中燃料の検査結果に関する事項（検査の結果、継続使用が不可能な場合に限る。） (7)　放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項 (8)　施設の定期的な評価に関する事項 (9)　原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項 (10)　その他、所長が諮問する事項 2　原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。 3　所長は、前項の答申を尊重する。	法令改正に伴う記載の適正化
第１２条　（省略）	第１２条　（変更なし）	
（品質保証推進委員会の審議事項） 第１２条の２　品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　品質保証活動に関する基本的事項 (2)　品質保証活動に関する重要事項 (3)　その他、所長が諮問する事項 2　品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。 3　所長は、前項の審議結果を尊重する。	（品質保証推進委員会の審議事項） 第１２条の２　品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)　品質マネジメント活動に関する基本的事項 (2)　品質マネジメント活動に関する重要事項 (3)　その他、所長が諮問する事項 2　品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。 3　所長は、前項の審議結果を尊重する。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更

変更前	変更後	備考
（新設）	第４節　独立検査組織 （独立検査組織の設置） 第１２条の３　原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。 （事業者検査の独立性の確保） 第１２条の４　所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。	法令改正に伴い、独立検査組織の設置及びその独立性の確保について規定
第３章　品質保証 （品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施） 第１３条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定する。 (1)　品質保証計画策定の目的に関する事項 (2)　品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する事項 (3)　品質保証活動の実施に関する事項 (4)　品質保証活動の評価に関する事項 (5)　品質保証計画の継続的な改善に関する事項 (6)　文書及び記録の管理に関する事項 ２　理事長は、第５条の２第１項第２号から第２３号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。 ３　第５条の２第１項第２号から第２３号に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施する。	第３章　品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画） 第１３条　原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第２号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。 3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する室長及び課長をいう。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1)　保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。 (2)　保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 a)　原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b)　原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c)　機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響 (3)　保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。	法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、原子炉施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を規定（以下同じ。）

変更前	変更後	備考
	(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。 別図第１の２．１に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。 a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。 別図第１の２．２に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。 f) これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。 g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。 h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。 (5) 保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。 (6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別表第３に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル（一次文書） 本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。） (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録 4.2.2 品質マニュアル	

変更前	変更後	備考
	理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。 a)　品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。） b)　保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 c)　品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 d)　品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 4.2.3　文書管理 (1)　保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。 (2)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。 a)　発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。 b)　文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。 c)　文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。 d)　文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。 e)　該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 f)　文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 g)　品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h)　廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。 i)　文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。 4.2.4　記録の管理 (1)　保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。 a)　記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。 b)　記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 5.　経営者等の責任 5.1　経営者の関与 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。	

変更前	変更後	備考
	a)　品質方針を設定する。 b)　品質目標が設定されていることを確実にする。 c)　要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d)　マネジメントレビューを実施する。 e)　資源が使用できることを確実にする。 f)　関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g)　保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h)　全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 5.2　原子力の安全の重視 理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。 5.3　品質方針 (1)　理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。 a)　組織の目的及び状況に対して適切である。 b)　要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 c)　品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d)　組織全体に伝達され、理解される。 e)　品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。 5.4　計画 5.4.1　品質目標 (1)　理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項(4)項b)参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項(4)項参照）が作成されることを確実にする。 (2)　品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 5.4.2　品質マネジメントシステムの計画 (1)　理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2)　理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a)　変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度	

変更前	変更後	備考
	及び必要な処置を含む。） b)　品質マネジメントシステムの有効性の維持 c)　資源の利用可能性 d)　責任及び権限の割当て 5.5　責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1　責任及び権限 理事長は、第５条及び第５条の２の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。 また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1 項参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2　管理責任者 (1)　理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b)　品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c)　組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d)　関係法令を遵守する。 5.5.3　管理者 (1)　理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a)　業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b)　業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c)　成果を含む業務の実施状況について評価する。 d)　健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2)　管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a)　品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b)　要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c)　原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d)　要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	

変更前	変更後	備考
	e)　要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3)　管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。 5.5.4　内部コミュニケーション 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 5.6　マネジメントレビュー 5.6.1　一般 (1)　理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年 1 回以上 (年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。 (2)　このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 5.6.2　マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a)　内部監査の結果 b)　組織の外部の者からの意見 c)　保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） d)　事業者検査並びに自主検査等の結果 e)　安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。） f)　関係法令の遵守状況 g)　不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 h)　前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i)　品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j)　改善のための提案 k)　資源の妥当性 l)　保安活動の改善のために実施した処置の有効性 5.6.3　マネジメントレビューからのアウトプット (1)　理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 a)　品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b)　業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 c)　品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d)　健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e)　関係法令の遵守に関する改善	

変更前	変更後	備考
	(2)　マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 項参照）。 (3)　管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。 6. 資源の運用管理 6.1　資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)　人的資源（要員の力量） (2)　インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系） (3)　作業環境 (4)　その他必要な資源 6.2　人的資源 6.2.1　一般 (1)　理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)　保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。 (3)　外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。 6.2.2　力量、教育・訓練及び認識 (1)　所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。 a)　保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b)　必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。 c)　教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。 d)　要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。 e)　要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。 (2)　理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。 (3)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a)から e)までに準じた管理を行う。 6.3　インフラストラクチャ 所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を 7.1 項にて明確にし、これを維持管理する。 6.4　作業環境 所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 項にて明確にし、運営管理する。 なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など	

変更前	変更後	備考
	作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第３のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。) b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・原子炉施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照） (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。 a) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項 b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等） 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項について確認する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 (4) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に	

変更前	変更後	備考
	理解されていることを確実にする。 7.2.3　外部とのコミュニケーション 所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。 7.3　設計・開発 7.3.1　設計・開発の計画 (1)　工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。 (2)　担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 a)　設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b)　設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c)　設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限 d)　設計開発に必要な内部及び外部の資源 (3)　担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。 (4)　担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。 7.3.2　設計・開発へのインプット (1)　工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。 a)　機能及び性能に関する要求事項 b)　適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報 c)　適用される法令・規制要求事項 d)　設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2)　担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。 7.3.3　設計・開発からのアウトプット (1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。 (2)　担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。 a)　設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b)　調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。 c)　関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d)　安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 7.3.4　設計・開発のレビュー	

変更前	変更後	備考
	(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。 a)　設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b)　問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2)　レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。 (3)　担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 7.3.5　設計・開発の検証 (1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1項参照)に検証を実施する。 (2)　設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。 (3)　担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 7.3.6　設計・開発の妥当性確認 (1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1項参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。 (2)　担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。 (3)　担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 7.3.7　設計・開発の変更管理 (1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 (2)　担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3)　担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。 (4)　担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 7.4　調達 所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。	

変更前	変更後	備考
	7.4.1　調達プロセス (1)　部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。 (2)　部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。 (3)　部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。 (4)　調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。 (5)　部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。 (6)　所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。 7.4.2　調達要求事項 (1)　部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。 a)　製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b)　要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項 c)　品質マネジメントシステムに関する要求事項 d)　不適合の報告及び処理に関する要求事項 e)　安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項 f)　一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g)　その他調達物品等に関し必要な要求事項 (2)　部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3)　部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (4)　部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 7.4.3　調達製品等の検証 (1)　部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検証を実施する。 (2)　部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項(7.4.2 項参照)の中で明確にする。 7.5　業務の実施 所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1 項参照）に従って、次の事項を実施する。	

変更前	変更後	備考
	7.5.1　個別業務の管理 所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a)　原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。 b)　必要な時に、作業手順が利用できる。 c)　適切な設備を使用している。 d)　監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e)　監視及び測定が実施されている(8.2.3項参照)。 f)　業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。 7.5.2　個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (1)　部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。 (2)　部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。 (3)　部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (4)　部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。 a)　プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b)　妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法 c)　妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。） d)　記録に関する要求事項 7.5.3　識別管理及びトレーサビリティ (1)　部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理する。 (2)　部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。 7.5.4　組織外の所有物 (1)　部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 7.5.5　調達製品の保存 部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。 7.6　監視機器及び測定機器の管理	

変更前	変更後	備考
	監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。 (1)　部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。 (2)　部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。 (3)　部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。 a)　定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 項参照）。 b)　機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c)　校正の状態が明確にできる識別をする。 d)　測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e)　取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 (4)　部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 項参照）。 また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。 (5)　部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。 (6)　部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。 8.　評価及び改善 8.1　一般 (1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを 8.2 項から 8.5 項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 a)　業務に対する要求事項への適合を実証する。 b)　品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c)　品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2)　監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。 8.2　監視及び測定 8.2.1　組織の外部の者の意見 (1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 項参照）により入手し、監視する。	

変更前	変更後	備考
	(2)　この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。 8.2.2　内部監査 (1)　理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。 a)　4.2.2項において定める品質マネジメント計画書 b)　実効性のある実施及び実効性の維持 (2)　理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。 (3)　理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。 (4)　統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。 (5)　統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6)　理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。 (7)　統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8)　内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。 8.2.3　プロセスの監視及び測定 (1)　理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a)　監視及び測定の時期 b)　監視及び測定の結果の分析及び評価の方法 (2)　これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3)　これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (4)　所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。 (5)　計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。 8.2.4　検査及び試験	

変更前	変更後	備考
	所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。 (1)　部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。 (2)　検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 (3)　記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。 (4)　個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。 (5)　原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 　また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。 8.3　不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a)　不適合を除去するための処置を行う。 b)　不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。 c)　本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d)　外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (3)　不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (4)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 (5)　所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。 (6)　安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。 8.4　データの分析及び評価 (1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター	

変更前	変更後	備考
	長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。 (2)　前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。 a)　組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1項参照) b)　業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3項及び8.2.4項参照) c)　是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3項及び8.2.4項参照) d)　供給者の能力（7.4項参照） 8.5　改善 8.5.1　継続的改善 理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。 8.5.2　是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。 (2)　是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a)　不適合等のレビュー及び分析 b)　不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定 c)　類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化 d)　必要な処置の決定及び実施 e)　とった是正処置の有効性のレビュー (3)　必要に応じ、次の事項を考慮する。 a)　計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b)　品質マネジメントシステムの変更 (4)　原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5)　全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 (6)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。 8.5.3　未然防止処置	

変更前	変更後	備考
	安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。 a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
（保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善） 第１４条　第５条の２第１項第６号から第２３号に掲げた者は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定する。 ２　第５条の２第１項第６号から第２３号に掲げた者は、前項の保安活動を実施する。 ３　所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。	第１４条　削除	第１３条に規定する品質マネジメント計画に含まれるため削除（以下同じ。）
（検査及び試験） 第１５条　理事長は、品質保証計画において検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理について定める。 ２　部長は、前項に基づき検査及び試験の管理の方法を策定する。 ３　部長は、第１項に基づき検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理の方法を策定する。 ４　課長は、第２項及び第３項の方法に基づき管理を行う。	第１５条　削除	
（内部監査） 第１６条　理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度１回以上、内部監査を実施させる。 ２　統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得る。 ３　統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施する。 ４　統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告する。 ５　統括監査の職は、第３項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、大洗研究所においては大洗研究所担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示する。 ６　安全・核セキュリティ統括部長又は大洗研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告する。また、予防処置が必要と判断した場合は、その処置を実施する。 ７　統括監査の職は、前項の報告を受けた場合は、採られた処置を検証し、その結果	第１６条　削除	

変更前	変更後	備考
を理事長に報告する。 （不適合管理） 第１７条　理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。 (1)　不適合が放置されることを防ぐための管理に関する事項 (2)　不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関する事項 (3)　不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関する事項 ２　統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合は、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行う。 ３　部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。 (1)　第３２条に関する事象が発生した場合 (2)　保安規定に適合しない事象が発生した場合 (3)　その他、部長が報告する必要があると判断した場合 ４　所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。	第１７条　削除	
（是正処置） 第１７条の２　理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。 (1)　不適合の内容確認に関する事項 (2)　不適合の原因特定に関する事項 (3)　不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する事項 (4)　必要な処置の決定及び実施に関する事項 (5)　採った処置の結果の記録に関する事項 (6)　是正処置において実施した活動のレビューに関する事項 ２　統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行う。 ３　部長は、前項の是正処置のうち、前条第３項の不適合に関する是正処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。 ４　所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。	（削る）	
（予防処置） 第１７条の３　理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。 (1)　起こり得る不適合及びその原因の特定に関する事項 (2)　不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する事項 (3)　必要な処置の決定及び実施に関する事項 (4)　採った処置の結果の記録に関する事項 (5)　予防処置において実施した活動のレビューに関する事項 ２　安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行う。	（削る）	

変更前	変更後	備考
3　安全・核セキュリティ統括部長は、第１７条第４項の報告及び前条第４項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。		
（品質保証計画の継続的な改善） 第１８条　理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年１回以上、マネジメントレビューを実施する。 2　管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告する。 (1) 内部監査の結果 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果 (4) 是正処置及び予防処置の状況 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更 (7) 品質保証活動の改善のための提案 3　理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及び大洗研究所担当理事に指示する。 4　理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善する。	第１８条　削除	
（文書及び記録の管理） 第１８条の２　安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、次の事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。 (1)　この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関する事項 (2)　文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関する事項 (3)　記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する事項 2　第５条の２第１項に掲げた者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施する。	（削る）	
（品質保証に関する教育） 第１９条　理事長は、管理責任者に別表第３に掲げる教育を実施させる。 2　所長は、内部監査員に別表第３に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。 3　部長又は課長は、所掌する原子炉施設に関する保安活動を行う者に、別表第３に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。	第１９条　削除	
第４章　保安教育訓練 （保安教育等） 第２０条　所長は、別表第４に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、常陽原子炉主任技術者及びＤＣＡ廃止措置施設保安主務者の同意を得る。	第４章　保安教育訓練 （保安教育等） 第２０条　所長は、別表第４に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、常陽原子炉主任技術者及びＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。	法令改正に伴う変更
2　部長は、前項の保安教育基本計画及び第１９条第３項の品質保証に関する教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。	2　部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う変更（品質マネジメントに関する教育

変更前	変更後	備考
		を、変更後の別表第４に統合）
3　課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第４に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第５に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4　当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。 5　施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第６に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第７に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者の認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。 6　施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第６．１に掲げる教育を実施する。ただし、別表第７．１に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7　当該部長は、第３項に基づく保安教育の実施結果を年１回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。	3　原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第４に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第５に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4　当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。 5　施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第６に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第７に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者の認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。 6　施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第６．１に掲げる教育を実施する。ただし、別表第７．１に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7　当該部長は、第３項に基づく保安教育の実施結果を年１回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。	原子力施設検査室長の追加に伴う見直し
8　第５条の２第１項第１号及び第６号から第２３号に掲げた者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。	8　第５条の２第１項第１号及び第７号から第２７号に掲げた者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。	号番号の変更に伴う記載の適正化
（保安訓練） 第２１条　所長は、別表第８（１）に掲げる総合的な訓練を実施する。	（保安訓練） 第２１条　所長は、別表第８（１）に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。	原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練の実施に関する記載を追加
2　施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第８（２）に掲げる保安訓練を実施する。 3　施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年１回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 4　第２項の訓練は、第１項の総合的な訓練と兼ねることができる。 5　施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第８(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度１回以上、訓練を実施する。 6　前項の訓練は、第１項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。	2　施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第８（２）に掲げる保安訓練を実施する。 3　施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年１回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 4　第２項の訓練は、第１項の総合的な訓練と兼ねることができる。 5　施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第８(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度１回以上、訓練を実施する。 6　前項の訓練は、第１項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。	
第５章　非常の場合に採るべき措置 第１節　事前の措置	第５章　非常の場合に講ずべき処置 第１節　事前の措置	記載の適正化
第２２条　（省略）	第２２条　（変更なし）	
第２節　非常事態における活動 （通報及び応急措置） 第２３条　原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は当直長へ通報する。 2　施設管理者又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための	第２節　非常事態における活動 （通報及び応急措置） 第２３条　原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は当直長へ通報する。 2　施設管理者又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための	

変更前	変更後	備考
措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。 3　前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に通報する。	措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。 3　前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に通報する。	法令改正に伴う変更
第２４条・第２５条　（省略）	第２４条・第２５条　（変更なし）	
（非常事態における活動） 第２６条　現地対策本部は、人命の救助、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。	（非常事態における活動） 第２６条　現地対策本部は、人命の救助、避難、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。	非常事態における活動として避難活動を追加
第２７条　（省略）	第２７条　（変更なし）	
第２８条　削除	（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第２８条　原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。	原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加
第６章　職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理	第６章　職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理	
第２９条・第３０条　（省略）	第２９条・第３０条　（変更なし）	
第７章　記録及び報告 （記録及び保存） 第３１条　原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転に関する規則（昭和３２年総理府令第８３号、以下「試験炉規則」という。）第６条に基づき別表第９．１及び別表第９．２に示すところにより記録し保存する。 2　この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第１８条の２に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し保存する。	第７章　記録及び報告 （記録及び保存） 第３１条　原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第６条に基づき別表第９．１及び別表第９．２に示すところにより記録し保存する。 2　この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第１３条「4.2.4　記録の管理」に基づき記録し保存する。	記載の適正化 品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化
（故障等の報告） 第３２条　施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第１６条の１４に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に報告する。 2　所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。	（故障等の報告） 第３２条　施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第１６条の１４に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 2　所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。	法令改正に伴う変更
第８章　定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置） 第３３条　所長は、試験炉規則第１４条の２に基づき、次の各号に掲げるところにより「常陽」に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を高速実験炉部長に行わせる。	第８章　定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置） 第３３条　所長は、試験炉規則第１４条の２に基づき、次の各号に掲げるところにより「常陽」に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を高速実験炉部長に行わせる。	

変更前	変更後	備考
(1)　保安活動に関する評価 イ　「常陽」の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 ロ　「常陽」の保安活動への最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 (2)　高経年化に関する評価 イ　運転開始後３０年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後１０年間の保全計画を策定する。 ロ　本号イの評価及び計画について、１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 第３４条～第３６条　（省略） （高経年化に関する評価に伴う保全計画の遵守） 第３７条　高速実験炉部長は、第３５条の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後１０年間の保全計画を策定し、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、保全計画に従い保全活動を実施する。 ２　高速実験炉部長は、前項の評価後１０年間の保全計画について変更が必要となった場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て保全計画を変更することができる。 ３　所長は、第１項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ４　所長は、前項の承認をした場合、保全計画に基づき保全の措置を行う。	(1)　保安活動に関する評価 イ　「常陽」の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 ロ　「常陽」の保安活動への最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 (2)　高経年化に関する評価 イ　運転開始後３０年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後１０年間の長期施設管理方針を策定する。 ロ　本号イの評価及び計画について、１０年を超えない期間毎に再評価を行う。 第３４条～第３６条　（変更なし） （高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守） 第３７条　高速実験炉部長は、第３５条の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後１０年間の長期施設管理方針を策定し、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施する。 ２　高速実験炉部長は、前項の評価後１０年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。 ３　所長は、第１項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ４　所長は、前項の承認をした場合、長期施設管理方針に基づき保全の措置を行う。	法令改正に伴い長期施設管理方針について規定（以下同じ。）

第２編　放射線管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第２編　放射線管理 第１章　管理区域等の管理 第１節　管理区域等 第３８条　（省略） （管理区域の一時解除） 第３９条　施設管理統括者は、前条に定める区域について、改造工事等の作業を行う場合であって、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第１課長の確認を得るとともに、隣接する管理区域と、さく等で区画し、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けるなどの措置を講じた場合は、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。 ２　施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の設定を一時的に解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA廃止措置施設保安主務者</u>の同意を得る。 ３　施設管理統括者は、第１項に基づき管理区域の設定を一時的に解除した区域について、解除に係る要件が終了した場合には、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>の同意を得て、管理区域に設定する。 ４　施設管理統括者は、管理区域の設定の一時解除及び再設定を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第１課長及び当該区域に関係する課長に通知する。 （一時管理区域） 第４０条　施設管理統括者は、管理区域外において次の各号に掲げる場合であって第３８条第１項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域について、一時管理区域として設定する。 (1)　排気設備、排水設備、廃液輸送管等の保守 (2)　放射線測定器の校正 (3)　被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動 (4)　廃液輸送車による液体廃棄物の運搬作業、高線量機器等の運搬作業 (5)　予期し得ない放射線又は放射性物質の漏洩等があったとき、又はそのおそれが生じたとき ２　施設管理統括者は、前項に基づき一時管理区域を設定する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>の同意を得る。ただし、前項第５号の場合であって、緊急に管理区域を設定する必要があるときは、これらの手続きを省略することができるものとする。この場合は一時管理区域の設定後速やかに放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>に通知する。 ３　施設管理統括者は、第１項に基づき一時管理区域を設定する場合は、当該区域を管理する管理区域管理者を指名する。 ４　施設管理統括者は、第１項で設定した一時管理区域において第３８条第１項に定める管理区域に係る値を超えるおそれがなくなった場合は、一時管理区域の設定を解除する。 ５　施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の一部を解除する場合は、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第１課	第２編　放射線管理 第１章　管理区域等の管理 第１節　管理区域等 第３８条　（変更なし） （管理区域の一時解除） 第３９条　施設管理統括者は、前条に定める区域について、改造工事等の作業を行う場合であって、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第１課長の確認を得るとともに、隣接する管理区域と、さく等で区画し、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けるなどの措置を講じた場合は、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。 ２　施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の設定を一時的に解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>の同意を得る。 ３　施設管理統括者は、第１項に基づき管理区域の設定を一時的に解除した区域について、解除に係る要件が終了した場合には、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>の同意を得て、管理区域に設定する。 ４　施設管理統括者は、管理区域の設定の一時解除及び再設定を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第１課長及び当該区域に関係する課長に通知する。 （一時管理区域） 第４０条　施設管理統括者は、管理区域外において次の各号に掲げる場合であって第３８条第１項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域について、一時管理区域として設定する。 (1)　排気設備、排水設備、廃液輸送管等の保守 (2)　放射線測定器の校正 (3)　被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動 (4)　廃液輸送車による液体廃棄物の運搬作業、高線量機器等の運搬作業 (5)　予期し得ない放射線又は放射性物質の漏洩等があったとき、又はそのおそれが生じたとき ２　施設管理統括者は、前項に基づき一時管理区域を設定する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>の同意を得る。ただし、前項第５号の場合であって、緊急に管理区域を設定する必要があるときは、これらの手続きを省略することができるものとする。この場合は一時管理区域の設定後速やかに放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>に通知する。 ３　施設管理統括者は、第１項に基づき一時管理区域を設定する場合は、当該区域を管理する管理区域管理者を指名する。 ４　施設管理統括者は、第１項で設定した一時管理区域において第３８条第１項に定める管理区域に係る値を超えるおそれがなくなった場合は、一時管理区域の設定を解除する。 ５　施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の一部を解除する場合は、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第１課	法令改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前	変更後	備考
長の確認を得る。 6　施設管理統括者は、第４項に基づき一時管理区域の設定を解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者の同意を得る。 7　施設管理統括者は、一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第１課長及び当該区域に関係する課長に通知する。 8　一時管理区域については、管理区域と同様に管理するものとする。	長の確認を得る。 6　施設管理統括者は、第４項に基づき一時管理区域の設定を解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 7　施設管理統括者は、一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第１課長及び当該区域に関係する課長に通知する。 8　一時管理区域については、管理区域と同様に管理するものとする。	
第４１条　（省略）	第４１条　（変更なし）	
（立入制限区域） 第４２条　施設管理統括者は、管理区域のうち、別表第１０に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入制限区域として設定するとともに、正常な状態に復帰するよう努める。 2　施設管理統括者は、前項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者と協議する。ただし、緊急に設定が必要な場合にあってはこの限りではない。 3　施設管理統括者は、第１項に基づき立入制限区域の設定又は解除を行った場合及び前項ただし書に基づき設定を行った場合は、その旨を速やかに「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者に報告するとともに放射線管理部長に通知する。	（立入制限区域） 第４２条　施設管理統括者は、管理区域のうち、別表第１０に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入制限区域として設定するとともに、正常な状態に復帰するよう努める。 2　施設管理統括者は、前項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者と協議する。ただし、緊急に設定が必要な場合にあってはこの限りではない。 3　施設管理統括者は、第１項に基づき立入制限区域の設定又は解除を行った場合及び前項ただし書に基づき設定を行った場合は、その旨を速やかに「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知する。	
第４３条～第４５条　（省略）	第４３条～第４５条　（変更なし）	
第２節　管理区域等の出入管理	第２節　管理区域等の出入管理	
第４６条・第４７条　（省略）	第４６条・第４７条　（変更なし）	
（管理区域の出入り管理） 第４８条　施設管理統括者は、放射線管理等に関する注意事項を管理区域の出入口等目につきやすい場所に掲示する。 2　管理区域管理者は、管理区域境界の扉のかぎ等を管理する。 3　管理区域管理者は、放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）以外の者の管理区域への立入りを禁止する。 4　管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき原子炉施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者としてつける。 5　管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。 (1)　出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。 (2)　個人線量計を別表第１１（１）及び（２）に従い着用すること。 (3)　指定された保護具を着用すること。 (4)　管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。 6　管理区域管理者は、前項第２号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第	（管理区域の出入り管理） 第４８条　施設管理統括者は、放射線管理等に関する注意事項を管理区域の出入口等目につきやすい場所に掲示する。 2　管理区域管理者は、管理区域境界の扉のかぎ等を管理する。 3　管理区域管理者は、放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）以外の者の管理区域への立入りを禁止する。 4　管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき原子炉施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者としてつける。 5　管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。 (1)　出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。 (2)　個人線量計を別表第１１（１）及び（２）に従い着用すること。 (3)　指定された保護具を着用すること。 (4)　管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。 6　管理区域管理者は、前項第２号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第	

変更前	変更後	備考
４号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第１課長に通知する。 7　放射線管理第１課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。 8　環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。 9　放射線管理第１課長は、第６項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、身体汚染の除去等の措置を講じ、その措置を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、当該管理区域管理者に通知する。 １０　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 １１　放射線管理第１課長は、第９項で講じた身体汚染の除染の後、内部被ばくのおそれがある場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。 １２　環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。 １３　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。	４号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第１課長に通知する。 7　放射線管理第１課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。 8　環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。 9　放射線管理第１課長は、第６項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、身体汚染の除去等の措置を講じ、その措置を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、当該管理区域管理者に通知する。 １０　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 １１　放射線管理第１課長は、第９項で講じた身体汚染の除染の後、内部被ばくのおそれがある場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。 １２　環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。 １３　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。	
第４９条　（省略）	第４９条　（変更なし）	
（立入禁止区域への立入り） 第５０条　管理区域管理者は、放射線業務従事者等の立入禁止区域への立入りを禁止する。 2　管理区域管理者は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者等を立入禁止区域に立ち入らせる場合は、線量を低減させる等放射線管理上の必要な措置を講じ、施設管理統括者の承認を得る。 3　施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、放射線管理第１課長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者の同意を得る。	（立入禁止区域への立入り） 第５０条　管理区域管理者は、放射線業務従事者等の立入禁止区域への立入りを禁止する。 2　管理区域管理者は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者等を立入禁止区域に立ち入らせる場合は、線量を低減させる等放射線管理上の必要な措置を講じ、施設管理統括者の承認を得る。 3　施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、放射線管理第１課長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。	
第５１条～第５４条　（省略）	第５１条～第５４条　（変更なし）	
第３節　管理区域内の作業及び作業環境管理等 （放射線作業計画） 第５５条　管理区域内で作業を担当する課長（以下「作業担当課長」という。）は、放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、放射線作業計画を作成し、当該管理区域管理者及び放射線管理第１課長の同意を得る。 2　前項の放射線作業計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1)　作業予定期間 (2)　作業者名 (3)　作業内容 (4)　作業場所 (5)　放射線管理上の措置 3　放射線管理第１課長は、第１項の同意を行う場合は、保護具、個人線量計の着用等の放射線管理上の条件を付すこと。	第３節　管理区域内の作業及び作業環境管理等 （放射線作業計画） 第５５条　管理区域内で作業を担当する課長（以下「作業担当課長」という。）は、放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、当該管理区域管理者及び放射線管理第１課長の同意を得る。 2　前項の放射線作業計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1)　作業予定期間 (2)　作業者名 (3)　作業内容 (4)　作業場所 (5)　放射線管理上の措置 3　放射線管理第１課長は、第１項の同意を行う場合は、保護具、個人線量計の着用等の放射線管理上の条件を付すこと。	ALARAの精神に基づき管理することを追加

変更前	変更後	備考
第５６条・第５７条　（省略） （測定により異常を認めた場合の措置） 第５８条　放射線管理第１課長は、前条に定める測定の結果に異常を認めた場合は直ちに放射線管理部長に報告する。 ２　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに施設管理統括者に指示し、立入制限、原因の調査、原因の除去等の措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはDCA廃止措置施設保安主務者に報告する。 ３　施設管理統括者は、前項に基づき講じた措置について放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはDCA廃止措置施設保安主務者に報告する。 ４　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 第２章　被ばく管理 第１節　被ばくの防止 第５９条　（省略） （緊急作業上の被ばく管理） 第６０条　所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）の放射線業務従事者を、その作業による線量が線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 ２　施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはDCA廃止措置施設保安主務者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。 ３　施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはDCA廃止措置施設保安主務者に速やかに報告するとともに、部長及び放射線管理部長に通知する。 ４　放射線管理部長は、第２項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはDCA廃止措置施設保安主務者に報告する。 ５　施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。 ６　施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。	第５６条・第５７条　（変更なし） （測定により異常を認めた場合の措置） 第５８条　放射線管理第１課長は、前条に定める測定の結果に異常を認めた場合は直ちに放射線管理部長に報告する。 ２　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに施設管理統括者に指示し、立入制限、原因の調査、原因の除去等の措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 ３　施設管理統括者は、前項に基づき講じた措置について放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 ４　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 第２章　被ばく管理 第１節　被ばくの防止 第５９条　（変更なし） （緊急作業上の被ばく管理） 第６０条　所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）の放射線業務従事者を、その作業による線量が線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 ２　施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。 ３　施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に速やかに報告するとともに、部長及び放射線管理部長に通知する。 ４　放射線管理部長は、第２項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 ５　施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。 ６　施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。	法令改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前	変更後	備考
7　所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後１月以内ごとに１回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。	7　所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後１月以内ごとに１回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。	
第２節　線量の評価	第２節　線量の評価	
第６１条・第６２条　（省略）	第６１条・第６２条　（変更なし）	
（評価により異常を認めた場合の措置） 第６３条　環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合は、直ちに対象者が着用していた個人線量計等により外部被ばくによる線量を評価する。 (1)　放射線業務従事者の線量が別表第１６に定める要警戒の値を超え、又は超えるおそれがある場合。ただし、第５５条に定める放射線作業計画であらかじめ計画されたものを除く。 (2)　放射線業務従事者等に予期しない被ばくがあった場合 2　環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等で内部被ばくのおそれがある者が生じた場合は、全身測定又は排泄物測定による内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を評価する。 3　環境監視線量計測課長は、前２項の評価の結果を記録し、放射線管理部長に報告する。 4　放射線管理部長は、前項に基づく報告を受けた場合は、その結果を施設管理統括者及び部長に通知する。 5　放射線管理部長は、第３項の報告を受け、異常を認めた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>に報告する。 6　部長は、第４項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に通知する。	（評価により異常を認めた場合の措置） 第６３条　環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合は、直ちに対象者が着用していた個人線量計等により外部被ばくによる線量を評価する。 (1)　放射線業務従事者の線量が別表第１６に定める要警戒の値を超え、又は超えるおそれがある場合。ただし、第５５条に定める放射線作業計画であらかじめ計画されたものを除く。 (2)　放射線業務従事者等に予期しない被ばくがあった場合 2　環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等で内部被ばくのおそれがある者が生じた場合は、全身測定又は排泄物測定による内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を評価する。 3　環境監視線量計測課長は、前２項の評価の結果を記録し、放射線管理部長に報告する。 4　放射線管理部長は、前項に基づく報告を受けた場合は、その結果を施設管理統括者及び部長に通知する。 5　放射線管理部長は、第３項の報告を受け、異常を認めた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>に報告する。 6　部長は、第４項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に通知する。	
第６４条　（省略）	第６４条　（変更なし）	
第３節　被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査） 第６５条　放射線管理部長は、第６３条第５項において異常を認めた場合は、施設管理統括者に指示して、被ばく原因を調査させ、再発防止等の措置を講じさせるとともに、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>に報告する。 2　施設管理統括者は、前項の調査の結果及び講じた措置について、放射線管理部長に通知する。 3　放射線管理部長は、前項の通知を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>に報告する。	第３節　被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査） 第６５条　放射線管理部長は、第６３条第５項において異常を認めた場合は、施設管理統括者に指示して、被ばく原因を調査させ、再発防止等の措置を講じさせるとともに、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>に報告する。 2　施設管理統括者は、前項の調査の結果及び講じた措置について、放射線管理部長に通知する。 3　放射線管理部長は、前項の通知を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>に報告する。	
（管理区域内作業の制限） 第６６条　放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が別表第１４に定める線量限度の値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>DCA 廃止措置施設保安主務者</u>に報告するとともに、施設管理統括者及び部長と作業の	（管理区域内作業の制限） 第６６条　放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が別表第１４に定める線量限度の値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては<u>ＤＣＡ廃止措置主任者</u>に報告するとともに、施設管理統括者及び部長と作業の制限等	

変更前	変更後	備考
制限等の措置について協議する。 2　施設管理統括者は、前項の協議の結果に基づき、当該放射線業務従事者に対して作業制限を講じるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者に報告する。	の措置について協議する。 2　施設管理統括者は、前項の協議の結果に基づき、当該放射線業務従事者に対して作業制限を講じるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。	
第３章　環境監視	第３章　環境監視	
第６７条～第６９条　（省略）	第６７条～第６９条　（変更なし）	
（環境監視に係る措置） 第７０条　環境監視線量計測課長は、第６８条第１項に定める測定の結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第１課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。 2　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあっては DCA 廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。	（環境監視に係る措置） 第７０条　環境監視線量計測課長は、第６８条第１項に定める測定の結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第１課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。 2　放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。	
第４章　放射線管理設備等の管理	第４章　放射線管理設備等の管理	
（新設）	（施設管理目標の策定） 第７０条の２　放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第１条の２第２項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。 2　放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。 3　放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。	法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加
（新設）	（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第７０条の３　環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。 2　環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3　放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 4　環境監視線量計測課長は、第２項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。	法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加
（新設）	（施設管理実施計画等の策定） 第７０条の４　環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。 (1)　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2)　原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3)　原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。	法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加

変更前	変更後	備考
	(4)　原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 (5)　原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6)　原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7)　前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 (8)　原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 ２　環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。 (1)　原子炉施設の工事の方法及び時期 (2)　原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 ３　環境監視線量計測課長は、第１項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 ４　放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 ５　環境監視線量計測課長は、第３項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。	
（新設）	（保全活動の実施） 第７０条の５　環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。	法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
（新設）	（保全活動の有効性評価及び改善） 第７０条の６　環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
（放射線管理用設備及び放射線管理用機器の維持） 第７１条　放射線管理第１課長は、別表第１９．１、別表第２０．１の第１欄に掲げる放射線管理用設備並びに別表第１９．２、別表第２０．２の第１欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第３欄に掲げる台数を備えつけ、常にその機能を正常に維持する。	（放射線管理用機器の管理） 第７１条　放射線管理第１課長は、別表第１９、別表第２０の第１欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第３欄に掲げる台数を備えつける。	記載の適正化 設備保全整理表に基づき保全活動を実施することに伴う見直し
２　放射線管理第１課長は、別表第１９．２、別表第２０．２の第１欄に掲げる放射線管理用機器について、年１回の自主検査を行う。	（削る）	定期事業者検査の実施に関する事項を施設編に規定することから削除
３　放射線管理第１課長は、第１項に定める放射線管理用設備及び放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。	２　放射線管理第１課長は、第８７条の４及び第１３５条の５に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。	法令改正に伴う記載の適正化
４　放射線管理第１課長は、第２項の結果について、放射線管理部長に報告する。	（削る）	設備保全整理表に基づき保全活動を実施することに伴う見直し
５　環境監視線量計測課長は、別表第１７及び別表第１８に掲げる放射線管理用機器を備えつける。	３　環境監視線量計測課長は、別表第１７に掲げる放射線管理用機器を備えつける。	
６　環境監視線量計測課長は、別表第１７及び別表第１８に掲げる放射線管理用機器について、年１回の自主検査を行う。	４　環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年１回の点検を行う。	法令改正に伴う記載の適正化
７　環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。	５　環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。	

変更前	変更後	備考
第７２条　（省略）	第７２条　（変更なし）	

第３編　核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第３編　核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第１章　核燃料物質等の運搬及び輸送 （周辺監視区域内運搬） 第７３条　周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成２年科学技術庁告示第５号）第３条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。 ２　内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1)　核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。 (2)　核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (3)　核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。 (4)　核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (5)　運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。 (6)　車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。 (7)　核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (8)　運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。 ３　搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第１課長の確認を得る。 (1)　運搬物の表面密度が、別表第２２に定める値を超えないこと。 (2)　運搬物及び車両に係る線量率が、別表第２３に定める値を超えないこと。 ４　内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第２３条に準じて直ちに通報する。 （周辺監視区域外運搬） 第７４条　周辺監視区域外へ核燃料物質等を搬出する課長及び周辺監視区域外から搬入を受ける課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第５９条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者の同意並びに所長の承認を受ける。 ２　外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車	第３編　核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第１章　核燃料物質等の運搬及び輸送 （周辺監視区域内運搬） 第７３条　周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成２年科学技術庁告示第５号）第３条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。 ２　内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1)　核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。 (2)　核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (3)　核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。 (4)　核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (5)　運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。 (6)　車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。 (7)　核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (8)　運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。 ３　搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第１課長の確認を得る。 (1)　運搬物の表面密度が、別表第２２に定める値を超えないこと。 (2)　運搬物及び車両に係る線量率が、別表第２３に定める値を超えないこと。 ４　内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第２３条に準じて直ちに通報する。 （周辺監視区域外運搬） 第７４条　周辺監視区域外へ核燃料物質等を搬出する課長及び周辺監視区域外から搬入を受ける課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第５９条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者の同意並びに所長の承認を受ける。 ２　外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車	法令改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前	変更後	備考
両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第１課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。 ３　放射線管理第１課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第２２及び別表第２４に定める値を超えないことを確認する。	両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第１課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。 ３　放射線管理第１課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第２２及び別表第２４に定める値を超えないことを確認する。	
第２章　放射性廃棄物等の管理	第２章　放射性廃棄物等の管理	
第７５条～第７６条　（省略）	第７５条～第７６条　（変更なし）	
（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄） 第７７条　作業担当課長は、前条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、ＤＣＡ廃液タンク及び「常陽」廃液タンク（原子炉付属建家廃液タンク、メンテナンス建家廃液タンク、第一使用済燃料貯蔵建家廃液タンク又は第二使用済燃料貯蔵建家廃液タンク）に貯留する。管理区域管理者は、廃液タンクに貯留された一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、ＤＣＡについては、専用の廃液運搬車を使用して、「常陽」については、廃液輸送管を使用して高速炉第１課長に引き渡す。なお、環境技術課長は、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物を大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に引き渡すことができる。 ２　高速炉第１課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「ＪＷＴＦ」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物Ａ受入タンク又は液体廃棄物Ｂ受入タンクに受入れ、別表第２５．２に掲げる液体廃棄物Ａの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。 ３　管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第１課長の承認を得る。 ４　放射線管理第１課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1)　液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、ＤＣＡにおいては別表第２５．３に掲げる濃度限度以下になること。 (2)　一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第２６に掲げる放出管理目標値を超えないこと。 ５　管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第１課長に通知する。	（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄） 第７７条　作業担当課長は、前条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、ＤＣＡ廃液タンク及び「常陽」廃液タンク（原子炉付属建家廃液タンク、メンテナンス建家廃液タンク、第一使用済燃料貯蔵建家廃液タンク又は第二使用済燃料貯蔵建家廃液タンク）に貯留する。管理区域管理者は、廃液タンクに貯留された一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、ＤＣＡについては、専用の廃液運搬車を使用して、「常陽」については、廃液輸送管を使用して高速炉第１課長に引き渡す。なお、環境技術課長は、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物を大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に引き渡すことができる。 ２　高速炉第１課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「ＪＷＴＦ」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物Ａ受入タンク又は液体廃棄物Ｂ受入タンクに受入れ、別表第２５．２に掲げる液体廃棄物Ａの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。 ３　管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第１課長の承認を得る。 ４　放射線管理第１課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1)　液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、ＤＣＡにおいては別表第２５．３に掲げる濃度限度以下になること。 (2)　一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第２６に掲げる放出管理目標値を超えないこと。 ５　管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第１課長に通知する。 ６　管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第２６に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。	ALARAの精神に基づき管理することを追加 （以下同じ。）
（気体状放射性廃棄物の廃棄） 第７８条　管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の３月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 ２　放射線管理第１課長は、ＤＣＡの排気口における排気中の放射性物質の濃度及び	（気体状放射性廃棄物の廃棄） 第７８条　管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の３月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 ２　放射線管理第１課長は、ＤＣＡの排気口における排気中の放射性物質の濃度及び	

変更前	変更後	備考
「常陽」の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって連続的に測定する。 3　放射線管理第１課長は、排気口における放射性物質の放出量が、別表第２７に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。 4　高速炉第１課長は、第１項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、１立方センチメートルあたり１１００ベクレル以上の場合は、廃ガスタンクに貯留する。 5　高速炉第１課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第１課長の承認を受け廃棄する。 6　放射線管理第１課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第２７に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。 7　放射線管理第１課長は、第２項の測定結果並びに第３項及び第６項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。 8　管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第２７に定める放出管理目標値を超えないように努める。	「常陽」の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって連続的に測定する。 3　放射線管理第１課長は、排気口における放射性物質の放出量が、別表第２７に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。 4　高速炉第１課長は、第１項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、１立方センチメートルあたり１１００ベクレル以上の場合は、廃ガスタンクに貯留する。 5　高速炉第１課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第１課長の承認を受け廃棄する。 6　放射線管理第１課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第２７に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。 7　放射線管理第１課長は、第２項の測定結果並びに第３項及び第６項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。 8　管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第２７に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。	
（放射性廃棄物の排出に伴う措置） 第７９条　放射線管理第１課長は、一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質が別表第２６に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、速やかに放射線管理部長に報告する。 2　放射線管理第１課長は、気体廃棄物が別表第２７に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合には、速やかに放射線管理部長に報告する。 3　放射線管理部長は、第１項又は第２項の報告を受けた場合は、施設管理統括者に指示し、速やかに廃棄物に含まれる放射性物質の放出量の制限及び廃棄の方法等の改善措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に報告する。 4　施設管理統括者は、前項で定める措置を講じた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に報告する。 5　放射線管理部長は、第１項又は第２項の報告を受けた場合は、周辺監視区域内外における線量の評価を環境監視線量計測課長に指示する。 6　環境監視線量計測課長は、前項の指示を受けあらかじめ定められた評価方法により評価し、その結果を放射線管理部長に報告する。 7　放射線管理部長は、前項に定めるところにより、評価した結果が周辺監視区域外における線量目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。 8　所長は、前項の報告を受けた場合は、放射線管理部長及び施設管理統括者に指示し、廃棄の抑制等の拡大防止等の措置を講じる。	（放射性廃棄物の排出に伴う措置） 第７９条　放射線管理第１課長は、一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質が別表第２６に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、速やかに放射線管理部長に報告する。 2　放射線管理第１課長は、気体廃棄物が別表第２７に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合には、速やかに放射線管理部長に報告する。 3　放射線管理部長は、第１項又は第２項の報告を受けた場合は、施設管理統括者に指示し、速やかに廃棄物に含まれる放射性物質の放出量の制限及び廃棄の方法等の改善措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 4　施設管理統括者は、前項で定める措置を講じた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告する。 5　放射線管理部長は、第１項又は第２項の報告を受けた場合は、周辺監視区域内外における線量の評価を環境監視線量計測課長に指示する。 6　環境監視線量計測課長は、前項の指示を受けあらかじめ定められた評価方法により評価し、その結果を放射線管理部長に報告する。 7　放射線管理部長は、前項に定めるところにより、評価した結果が周辺監視区域外における線量目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、ＤＣＡにあってはＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。 8　所長は、前項の報告を受けた場合は、放射線管理部長及び施設管理統括者に指示し、廃棄の抑制等の拡大防止等の措置を講じる。	法令改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前	変更後	備考
第８０条　（省略） 第３章　廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 第８１条～第８３条　（省略）	第８０条　（変更なし） 第３章　廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 第８１条～第８３条　（変更なし）	

第４編　ＤＣＡ管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第４編　ＤＣＡ管理 第１章　ＤＣＡ施設管理	第４編　ＤＣＡ管理 第１章　通則	章タイトルの見直し
第８４条　削除	（適用範囲） 第８４条　この編は、ＤＣＡ廃止措置計画の第３段階（原子炉本体の解体撤去）及び第４段階（原子炉建屋等の解体撤去等）に適用する。	試験炉規則改正に伴い、廃止措置計画の段階における適用範囲を追加
	（恒久停止措置） 第８４条の２　環境技術課長は、恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り、炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないようにし、計測制御系統施設の機能停止、並びに起動用中性子源を取り外した状態とする。前条の第３段階のうち、炉心タンクの解体撤去を行う場合は、封印蓋を取り外した後に実施する。	試験炉規則第１５条第２項第６号に基づき恒久停止措置について追加
（年間管理計画） 第８５条　環境技術課長は、次の各号に掲げる事項を記載した年間管理計画書を作成し、放射線管理第１課長と協議のうえ、環境保全部長の確認を受ける。 (1)　廃止措置に係る項目及びその予定期間 (2)　別表第２８に掲げる施設定期自主検査の対象となる設備、機器等の名称、検査項目、予定期間及び検査の実施体制を記載した実施計画 ２　環境保全部長は、前項に定める年間管理計画書について、環境センター長の承認を受ける。 ３　環境保全部長は、前項の承認を受ける場合は、あらかじめＤＣＡ廃止措置施設保安主務者の同意を得る。 ４　環境センター長は、第２項の承認をしたときは所長へ報告する。	（年間管理計画） 第８５条　環境技術課長は、次の各号に掲げる事項を記載した年間管理計画書を作成し、放射線管理第１課長と協議のうえ、環境保全部長の確認を受ける。 (1)　廃止措置に係る項目及びその予定期間 (2)　定期事業者検査の対象となる設備・機器等の名称、検査項目、予定期間及び検査の実施体制 ２　環境保全部長は、前項に定める年間管理計画書について、環境センター長の承認を得る。 ３　環境保全部長は、前項の承認を得る場合は、あらかじめＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 ４　環境センター長は、第２項の承認をしたときは所長へ報告する。	法令改正に伴う記載の適正化 記載の適正化 法令改正に伴う変更
第２章　保守 （新設）	第２章　廃止措置管理 （対象施設・設備等の維持管理） 第８６条　環境技術課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事を行う場合は、残存する各施設・設備のうち、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性物質の処理処分、放射線業務従事者の放射線被ばくの低減に必要な設備等、廃止措置期間中に機能を維持すべき施設・設備については、解体撤去の各過程に応じて要求される機能を維持する。 ２　環境技術課長は、放射化している炉心及びその周辺部に設置されている機器並びに炉室建屋等の構造物、放射化した腐食生成物等及びトリチウムにより汚染している炉心タンク、炉内構造物、重水系設備等について、第８６条の９第２項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認する。	試験炉規則第３条の７及び第１５条第２項第２１号に基づき廃止措置の管理について追加（以下同じ。）
（新設）	（汚染状況等の調査） 第８６条の２　環境技術課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。 ２　環境技術課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに第８６条の９に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認する。	

変更前	変更後	備考
（新設）	（廃止措置作業の計画） 第８６条の３　環境技術課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した「廃止措置作業の計画」を策定する。 （1）工事件名 （2）対象施設・設備名 （3）工事場所 （4）工事期間 （5）工事内容 （6）工事方法 （7）工程表 （8）工事体制 （9）放射線管理及び安全確保対策 イ　漏えい及び拡散防止対策 ロ　被ばく低減対策 ハ　事故防止対策 （10）放射性廃棄物及び解体物撤去等の管理 ２　環境技術課長は、前項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮する。 ３　環境技術課長は、第１項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。 ４　環境技術課長は、第１項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たり、工事中に解体物撤去等を一時保管（仮置き）する場合は、管理方法について記載する。 ５　環境技術課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事おいて実施する場合は、解体撤去の廃止措置作業の計画に含めることができる。 ６　環境技術課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、廃止措置作業の計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。	
（新設）	（工事の実施） 第８６条の４　環境技術課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。 ２　環境技術課長は、廃止措置作業の計画の安全確保対策に支障が生じた場合は、工事を中断する。工事の再開に当たっては、生じた支障を解除するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認する。この場合において、代替措置を講じるときは、ＤＣＡ廃止措置主任者の確認を得る。	
（新設）	（工事完了の報告） 第８６条の５　環境技術課長は、第８６条の３で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、環境保全部長及びＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第１課長等に通知する。 ２　環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。	

変更前	変更後	備考
（新設）	（廃止措置のために導入する装置） 第８６条の６　環境技術課長は、第８６条の３の廃止措置のために導入する装置については、第９１条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。 ２　前項の装置の導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。	
（新設）	（管理区域内の解体撤去物等の区分） 第８６条の７　環境技術課長は、第８６条の３で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については第３編第２章及び第８６条の８に基づき区分するとともに、廃棄物管理施設に引き渡す前のものについては第３編第２章に基づき管理する。 ２　環境技術課長は、前項の解体撤去物等を廃棄物管理施設に引き渡す場合は、第３編第３章第８２条に定める廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理に従い措置する。	
（新設）	（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理） 第８６条の８　環境技術課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて環境保全部長の承認を得る。 (1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。 (2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。 (3) 適切な測定方法により「念のための放射線測定」を行い、汚染がないことを確認する。 ２　環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめＤＣＡ廃止措置主任者及び放射線管理第１課長の同意を得る。 ３　環境技術課長は、第１項で承認を得た「放射性廃棄物でない廃棄物」について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。	
（新設）	（設備の保安管理） 第８６条の９　第８６条の６に定める装置については、第８７条の３に準じて所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を作成し、第８７条の４に準じて保全活動を実施する。 ２　環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じる。 ３　環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、環境保全部長及びＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第１課長に通知する。 ４　環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。	

変更前	変更後	備考
	第３章　施設管理	章立ての見直し
（新設）	（施設管理目標の策定） 第８７条　環境保全部長は、放射線管理部長と協議のうえ、「ＤＣＡ」について、第１条の２第２項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 ２　環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。	法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加
（新設）	（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第８７条の２　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。 ２　環境技術課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。 ３　環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、ＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 ４　環境技術課長は、第２項の承認を受けた場合は、放射線管理第１課長に通知する。	法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加
（新設）	（施設管理実施計画等の策定） 第８７条の３　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を記載した施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子炉施設の巡視に関すること。 (4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処理を含む。）に関すること。 (8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 ２　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。 (1) 原子炉施設の工事の方法及び時期 (2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 ３　第１項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第８５条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態にある期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として試験炉規則第９条第１項第７号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。 ４　環境技術課長は、第１項から第３項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境	法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加

変更前	変更後	備考
	保全部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 5　環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、ＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。 6　環境技術課長は、第４項の承認を得た場合は、放射線管理第１課長に通知する。	
（新設）	（保全活動の実施） 第８７条の４　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。	法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
（新設）	（保全活動の有効性評価及び改善） 第８７条の５　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
	（巡視） 第８８条　環境技術課長は、次の各号に掲げる設備を毎日１回以上（機構の休日を除く。）巡視し、異常のないことを確認する。また、機構の休日の場合は１日１回以上施設を巡視し異常のないことを確認する。 (1)　非常用電源設備及び一般電源設備 (2)　炉室系統の給排気設備 (3)　炉室以外の管理区域系統の給排気設備 2　環境技術課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。 3　環境保全部長は、前項の報告を受けた場合は、ＤＣＡ廃止措置主任者に報告するとともに、第３２条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び環境センター長に報告する。	記載位置の見直し及び法令改正に伴う記載の適正化
（警報装置の作動条件） 第８６条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備の警報装置のうち、別表第２９の左欄に掲げる項目について、動作設定値を同表右欄に掲げるとおりに設定する。	（警報装置の作動条件） 第８９条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備の警報装置のうち、別表第２９の左欄に掲げる項目について、動作設定値を同表右欄に掲げるとおりに設定する。	条番号の変更
（巡視） 第８７条　環境技術課長は、次の各号に掲げる設備を毎日１回以上（機構の休日を除く。）巡視点検し、異常のないことを確認する。また、機構の休日の場合は１日１回以上施設を巡視し異常のないことを確認する。 (1)　非常用電源設備及び一般電源設備 (2)　炉室系統の給排気設備 (3)　炉室以外の管理区域系統の給排気設備 2　環境技術課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。 3　環境保全部長は、前項の報告を受けた場合は、ＤＣＡ廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、第３２条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び環境センター長に報告する。	（削る）	第８８条に移動

変更前	変更後	備考
（異常時の措置） 第８８条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備について、警報装置が作動した場合、異常の有無を点検する。 ２　放射線管理第１課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境技術課長に通知する。 ３　環境技術課長は、第１項で異常を認めた場合及び前項の通知を受けた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。 ４　環境保全部長は、前項の報告が別表第２９の左欄（１）から（２）のいずれかに該当する場合は、その旨をＤＣＡ廃止措置施設保安主務者、所長及び環境センター長に報告する。	（削る）	第９３条に移動
（地震時の措置） 第８９条　震度４以上の地震が発生した場合は、環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備について、点検する。 ２　放射線管理第１課長は、環境技術課長に前項の点検結果を通知する。 ３　環境技術課長は、前２項の点検結果を環境保全部長に報告する。	（削る）	第９３条の２に移動
（施設定期自主検査の実施） 第９０条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、施設定期自主検査を第８５条第１項第２号の実施計画に基づき、行う。ただし、廃止措置によって、当該設備及び機器等の維持管理の必要がなくなった場合は、この限りではない。 ２　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、前項に定める検査の結果を環境保全部長に報告する。 ３　環境保全部長は、前項の結果を、ＤＣＡ廃止措置施設保安主務者、所長及び環境センター長に報告する。	（定期事業者検査） 第９０条　原子力施設検査室長は、「ＤＣＡ」の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、ＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第１号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1)　定期事業者検査計画 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び実施体制 ハ　予定期間 ニ　定量的な施設管理の目標（第８７条の２の規定により策定した場合に限る。） (2)　定期事業者検査要領 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び検査場所 ハ　検査前条件 ニ　検査の確認方法及び検査手順 ホ　検査の判定基準 ２　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。 ３　原子力施設検査室長は、第１項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、ＤＣＡ廃止措置主任者の確認を得る。 ４　原子力施設検査室長は、第１項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境技術課長及び放射線管理第１課長に通知する。 ５　環境技術課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。 ６　放射線管理第１課長は、第４項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。	法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加
（保修及び改造） 第９１条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備について、保修又	（修理及び改造） 第９１条　環境技術課長は本体施設等について、放射線管理第１課長は放射線管理施	修理及び改造に関する事項の明確化

変更前	変更後	備考
は改造を行おうとする場合には、環境保全部長の確認を受ける。	設について、必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。 2　環境技術課長は本体施設等、放射線管理第１課長は放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。 イ　修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　修理及び改造の内容 ハ　予定期間	法令改正に伴う記載の適正化
2　環境保全部長は、前項の確認を行う場合において、その保修又は改造が、原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可に係る場合には、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。 3　所長は、第２項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会に諮問する。 4　所長は、第２項の承認を行う場合は、あらかじめＤＣＡ廃止措置施設保安主務者の同意を得る。	3　環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。 4　所長は、前項の承認をしようとする場合は、ＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。	
（新設）	（使用前事業者検査） 第９１条の２　原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、ＤＣＡ廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第１号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 使用前事業者検査実施（受検）計画 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の内容 ハ　予定期間 (2) 使用前事業者検査要領 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び検査場所 ハ　検査前条件 ニ　検査の確認方法及び検査手順 ホ　検査の判定基準 2　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。 3　原子力施設検査室長は、第１項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、ＤＣＡ廃止措置主任者の確認を得る。 4　原子力施設検査室長は、第１項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境技術課長及び放射線管理第１課長に通知する。 5　環境技術課長は、前項の通知のうち、第１項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。 6　放射線管理第１課長は、第４項の通知のうち、第１項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。	法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加
（新設）	（保守結果の通知等） 第９２条　環境技術課長は、第９０条の定期事業者検査を終了したとき、第９１条第２項の修理及び改造計画に基づく作業及び前条の使用前事業者検査を終了したときは、その結果をとりまとめ、環境保全部長に報告するとともに、関係する課長に通知する。	法令改正に伴い、保守結果の報告を追加

変更前	変更後	備考
	2　環境保全部長は、前条第５項及び前項の報告を受けたときは、ＤＣＡ廃止措置主任者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。	
	（異常時の措置） 第９３条　環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備について、警報装置が作動した場合、異常の有無を点検する。 2　放射線管理第１課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境技術課長に通知する。 3　環境技術課長は、第１項で異常を認めた場合及び前項の通知を受けた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。	記載位置の見直し （変更前８８条）
	4　環境保全部長は、前項の報告が別表第２９の左欄（１）から（２）のいずれかに該当する場合は、その旨をＤＣＡ廃止措置主任者、所長及び環境センター長に報告する。	法令の改正に伴う変更
	（地震時の措置） 第９３条の２　震度４以上の地震が発生した場合は、環境技術課長及び放射線管理第１課長は、所掌する設備について、点検する。 2　放射線管理第１課長は、環境技術課長に前項の点検結果を通知する。 3　環境技術課長は、前２項の点検結果を環境保全部長に報告する。	記載位置の見直し （変更前８９条）
第３章　核燃料物質の管理	第４章　核燃料物質の管理	記載の適正化
（燃料の受払いに係る検査） 第９２条　環境技術課長は、燃料の受払いを行う場合は、外観、数量及び表面密度の検査を行い、その結果を環境保全部長に報告する。 2　放射線管理第１課長は、前項に係る表面密度の測定を行い、その結果を環境技術課長に通知する。 3　環境技術課長は、第１項の検査結果に異常を認めた場合は、原因調査のための措置を講じる。	（燃料の受払いに係る検査） 第９４条　環境技術課長は、燃料の受払いを行う場合は、外観、数量及び表面密度の検査を行い、その結果を環境保全部長に報告する。 2　放射線管理第１課長は、前項に係る表面密度の測定を行い、その結果を環境技術課長に通知する。 3　環境技術課長は、第１項の検査結果に異常を認めた場合は、原因調査のための措置を講じる。	条番号の変更
第９３条　削除	（削る）	記載の適正化
（燃料の運搬） 第９４条　環境技術課長は、燃料を運搬する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。	（燃料の運搬） 第９５条　環境技術課長は、燃料を運搬する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。	条番号の変更
（燃料の貯蔵） 第９５条　環境技術課長は、燃料を貯蔵する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。 2　環境技術課長は、燃料を貯蔵するときは、別表第３０．１第１欄に掲げるそれぞれの貯蔵施設に、同表第２欄から第５欄までに掲げるそれぞれの核燃料物質についての最大貯蔵能力を超えないように貯蔵する。 3　環境技術課長は、貯蔵施設に燃料貯蔵施設であることを表示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示する。	（燃料の貯蔵） 第９５条の２　環境技術課長は、燃料を貯蔵する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。 2　環境技術課長は、燃料を貯蔵するときは、別表第３０．１第１欄に掲げるそれぞれの貯蔵施設に、同表第２欄から第５欄までに掲げるそれぞれの核燃料物質についての最大貯蔵能力を超えないように貯蔵する。 3　環境技術課長は、貯蔵施設に燃料貯蔵施設であることを表示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示する。	条番号の変更
第９６条　（省略）	第９６条　（変更なし）	

第５編　「常陽」管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第５編　「常陽」管理	第５編　「常陽」管理	
第９７条～第１２９条　（省略）	第９７条～第１２９条　（変更なし）	
（巡視点検） 第１３０条　高速炉第１課長は、１日１回以上、次の各号に掲げる施設及び設備について点検し、記録する。 (1)　原子炉冷却系統施設 イ　１次主冷却系 ロ　２次主冷却系 ハ　１次補助冷却系 ニ　２次補助冷却系 (2)　原子炉制御設備 イ　運転モードスイッチの位置 ロ　制御棒の励磁状態 (3)　電源設備及び排気施設 イ　非常用電源及び一般系電源（常陽変電所含む。） ロ　原子炉建家及び原子炉付属建家の空調換気設備 ハ　気体廃棄物処理設備 ２　高速炉第１課長は、巡視点検の結果異常を認めた場合は、異常の拡大防止措置を講じるとともに、高速実験炉部長に報告する。 ３　高速実験炉部長は、前項の報告を受けた場合は、常陽原子炉主任技術者に報告するとともに、第３２条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び高速炉センター長に報告する。	（巡視） 第１３０条　高速炉第１課長は、１日１回以上、次の各号に掲げる施設及び設備について巡視し、記録する。 (1)　原子炉冷却系統施設 イ　１次主冷却系 ロ　２次主冷却系 ハ　１次補助冷却系 ニ　２次補助冷却系 (2)　原子炉制御設備 イ　運転モードスイッチの位置 ロ　制御棒の励磁状態 (3)　電源設備及び排気施設 イ　非常用電源及び一般系電源（常陽変電所含む。） ロ　原子炉建家及び原子炉付属建家の空調換気設備 ハ　気体廃棄物処理設備 ２　高速炉第１課長は、巡視の結果異常を認めた場合は、異常の拡大防止措置を講じるとともに、高速実験炉部長に報告する。 ３　高速実験炉部長は、前項の報告を受けた場合は、常陽原子炉主任技術者に報告するとともに、第３２条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び高速炉センター長に報告する。	法令改正に伴う記載の適正化（以下同じ。）
第１３１条～第１３５条　（省略）	第１３１条～第１３５条　（変更なし）	
第２章　保守	第２章　保守	
（新設）	（施設管理目標の策定） 第１３５条の２　高速実験炉部長は、放射線管理部長と協議のうえ、「常陽」について、第１条の２第２項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 ２　前項において、第１条の２第３項の定めによる期間においては、高速実験炉部長は、放射線管理部長と協議のうえ、原子炉停止中において継続的な機能維持を必要とする施設・設備を選定する。 ３　高速実験炉部長は、第１項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。	法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加
（新設）	（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第１３５条の３　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び放射線管理第１課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要安全施設について、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要安全施設がない場合は、この限りでない。 ２　高速炉第２課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高速実験炉部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。	法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加

変更前	変更後	備考
	３　高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ４　高速炉第２課長は、第２項の承認を得た場合は、高速炉第１課長及び放射線管理第１課長に通知する。	
（新設）	（施設管理実施計画等の策定） 第１３５条の４　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び放射線管理第１課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、次の各号に掲げる事項を記載した施設管理実施計画を策定する。 (1)　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2)　原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3)　原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4)　原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 (5)　原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6)　原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7)　前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 (8)　原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 ２　前項第２号及び第４号に係る方法及び時期については、第１３６条に規定する年間保守計画において計画する。 ３　第１項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合、その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、その状態に応じて特別な措置として試験炉規則第９条第１項第７号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。 ４　高速炉第２課長は、第１項及び第３項の施設管理実施計画を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高速実験炉部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 ５　高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ６　高速炉第２課長は、第４項の承認を得た場合は、高速炉第１課長及び放射線管理第１課長に通知する。	法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加
（新設）	（保全活動の実施） 第１３５条の５　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び放射線管理第１課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、施設管理実施計画及び第１３６条に規定する年間保守計画に定めるところにより、保全活動を実施する。	法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
（新設）	（保全活動の有効性評価及び改善） 第１３５条の６　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び放射線管理第１課長は、所掌する安全施設の設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
第１３６条　（省略）	第１３６条　（変更なし）	

変更前	変更後	備考
（施設定期自主検査の実施計画） 第１３７条　高速炉第２課長は、別表第４６に掲げる施設定期自主検査（放射線管理設備を除く。）を行う場合は、高速炉第１課長及び高速炉技術課長と協議のうえ、次の各号に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、高速実験炉部長の確認を受ける。 (1)　対象となる施設、設備、機器等の名称 (2)　検査の項目 (3)　予定期間 (4)　検査の実施体制 ２　放射線管理第１課長は、別表第４６に掲げる放射線管理用設備の施設定期自主検査を行う場合は、前項の第１号から第４号に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、関係する課長と協議のうえ高速実験炉部長の確認を受ける。 ３　高速実験炉部長は、第１項及び前項に定める実施計画について、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。 ４　所長は、前項の承認を行う場合、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。	（定期事業者検査） 第１３７条　原子力施設検査室長は、「常陽」の定期事業者検査を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。ただし、第１号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1)　定期事業者検査計画 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び実施体制 ハ　予定期間 ニ　定量的な施設管理目標（第１３５条の３の規定により策定した場合に限る。） (2)　定期事業者検査要領 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び検査場所 ハ　検査前条件 ニ　検査の確認方法及び検査手順 ホ　検査の判定基準 ２　高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長及び放射線管理第１課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。 ３　原子力施設検査室長は、第１項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、常陽原子炉主任技術者の確認を受ける。 ４　原子力施設検査室長は、第１項の同意及び前項の確認を得た場合は、高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長及び放射線管理第１課長に通知する。 ５　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び高速炉技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高速実験炉部長に報告する。 ６　放射線管理第１課長は、第４項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。	法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加
（施設定期自主検査実施要領） 第１３８条　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び高速炉技術課長は、前条第１項に定める施設定期自主検査の実施計画に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設定期自主検査実施要領書を作成し、高速実験炉部長の承認を受ける。 (1)　作業の名称 (2)　作業の目的 (3)　作業内容 (4)　作業予定期間 (5)　作業場所 (6)　安全対策 (7)　その他作業上の注意 ２　放射線管理第１課長は、前条第２項に定める施設定期自主検査の実施計画に基づき、前項の第１号から第７号に掲げる事項を記載した施設定期自主検査実施要領書を作成し、高速実験炉部長の承認を受ける。 ３　高速実験炉部長は、第１項及び前項の承認を行う場合はあらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。	第１３８条　削除	定期事業者検査の実施に関する事項を第１３７条に規定することから削除

変更前	変更後	備考
（施設定期自主検査の実施） 第１３９条　高速炉第２課長は、原子炉保護系の施設定期自主検査を、次の各号に掲げるところにより行う。 (1)　原子炉保護系の動作要素の設定値の確認 イ　緊急しゃ断を起こすべき各条件について緊急しゃ断のための性能検査として、別表第３４．１による原子炉保護系の動作要素の設定値の確認を毎月１回の頻度。ただし、次に掲げるものを除く。 (イ)　原子炉運転中においては、 ①　１次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ） ②　電源喪失（１Ａ母線、１Ｂ母線） ③　２次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ） (ロ)　施設定期検査中でかつ制御棒駆動機構の電源断時においては、別表第３４．１に掲げる各項目 (2)　制御棒励磁回路電気しゃ断用継電器の動作試験 イ　緊急しゃ断のための性能検査として、制御棒励磁回路電気しゃ断用継電器の動作試験を毎月１回の頻度。ただし、施設定期検査中でかつ制御棒駆動機構の電源断時は除く。 ２　高速炉第１課長、高速炉第２課長及び高速炉技術課長は、所掌する設備の施設定期自主検査を、前条第１項に定める実施要領に基づき行う。 ３　放射線管理第１課長は、放射線管理用設備の施設定期自主検査を、前条第２項に定める実施要領に基づき行う。 ４　高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長及び放射線管理第１課長は、第１項、第２項及び前項に定める所掌する検査の結果を、高速実験炉部長に報告する。 ５　高速実験炉部長は、前項の結果を常陽原子炉主任技術者に報告する。	第１３９条　削除	定期事業者検査の実施に関する事項を第１３７条に規定することから削除
（保修） 第１４０条　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、原子炉の出力低下を必要とする保修並びに原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可を必要とする保修を行う場合は、高速実験炉部長の承認を受ける。 ２　高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。	（保修） 第１４０条　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、原子炉の出力低下を必要とする保修並びに原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を必要とする保修を行う場合は、高速実験炉部長の承認を得る。 ２　高速実験炉部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ常陽原子炉主任技術者の同意を得る。	法令改正に伴う記載の適正化
第１４１条　（省略）	第１４１条　（変更なし）	
（改造） 第１４２条　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、「常陽」の原子炉施設の改造を行おうとする場合は、あらかじめ改造計画を作成し、関係する課長と協議のうえ、高速実験炉部長の確認を受ける。 ２　高速実験炉部長は、前項の確認を行う場合において、その改造が原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可に係る場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。 ３　所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ４　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、改造を完了した場合は、高速実験炉部長に報告するとともに、関係する課長に通知する。	（改造） 第１４２条　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、「常陽」の原子炉施設の改造を行おうとする場合は、あらかじめ改造計画を作成し、関係する課長と協議のうえ、高速実験炉部長の同意を得る。 ２　高速実験炉部長は、前項の同意を行う場合において、その改造が原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る場合は、高速炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。 ３　所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。 ４　高速炉第１課長、高速炉第２課長又は放射線管理第１課長は、改造を完了した場合は、高速実験炉部長に報告するとともに、関係する課長に通知する。	改造に関する手続きの明確化 法令改正に伴う記載の適正化

変更前	変更後	備考
5　高速実験炉部長は、前項の報告が第２項の改造に係る場合は、所長、高速炉センター長及び常陽原子炉主任技術者に報告する。	5　高速実験炉部長は、前項の報告が第２項の改造に係る場合は、所長、高速炉センター長及び常陽原子炉主任技術者に報告する。	
（新設）	（使用前事業者検査） 第１４２条の２　原子力施設検査室長は、「常陽」の原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る使用前事業者検査を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、常陽原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。ただし、第１号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1)　使用前事業者検査計画 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び実施体制 ハ　予定期間 (2)　使用前事業者検査要領 イ　対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ　検査の項目及び検査場所 ハ　検査前条件 ニ　検査の確認方法及び検査手順 ホ　検査の判定基準 ２　原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を担当する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。 ３　原子力施設検査室長は、第１項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、常陽原子炉主任技術者の確認を受ける。 ４　原子力施設検査室長は、第１項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を担当する課長に通知する。 ５　前項の通知を受けた課長は、高速実験炉部長に報告する。 ６　前項の課長が放射線管理第１課長の場合は、前項に加え放射線管理部長に報告する。	法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加
（新設）	（保守結果の報告等） 第１４２条の３　高速炉第２課長は、第１３６条の年間保守計画に基づき実施した結果について、高速炉照射課長、高速炉第１課長、高速炉技術課長及び放射線管理第１課長と協議のうえ、高速実験炉部長に報告する。 ２　高速実験炉部長は、前条第５項の検査成績書の通知及び前項の報告を受けた場合は、所長及び高速炉センター長に報告するとともに、常陽原子炉主任技術者に通知する。	法令改正に伴い、保守結果の報告を追加
第１４３条～第１４６条　（省略）	第１４３条～第１４６条　（変更なし）	
（旧廃棄物処理建家の解体及び撤去作業中の巡視及び点検） 第１４７条　環境技術課長は、旧廃棄物処理建家廃棄物処理設備等の解体及び撤去作業中、毎日１回以上、解体撤去作業に係わる設備等について、点検し、記録する。	（旧廃棄物処理建家の解体及び撤去作業中の巡視） 第１４７条　環境技術課長は、旧廃棄物処理建家廃棄物処理設備等の解体及び撤去作業中、毎日１回以上、解体撤去作業に係わる設備等について、巡視し、記録する。	法令改正に伴う記載の適正化
（旧廃棄物処理建家の解体及び撤去作業終了後の点検） 第１４８条　環境技術課長は、旧廃棄物処理建家廃棄物処理設備等の解体及び撤去作業が終了した場合は、解体・撤去実施計画に基づき、解体撤去が終了したことを確	（旧廃棄物処理建家の解体及び撤去作業終了後の確認） 第１４８条　環境技術課長は、旧廃棄物処理建家廃棄物処理設備等の解体及び撤去作業が終了した場合は、解体・撤去実施計画に基づき、解体撤去が終了したことを確	終了後の確認に係る記載の適正化

変更前	変更後	備考
認する。 第１４９条～第１５７条　（省略） （缶詰された使用済燃料の水冷却池への移送及び貯蔵） 第１５８条　高速炉第１課長は、缶詰された使用済燃料を水冷却池の使用済燃料貯蔵ラックに移送し、貯蔵作業を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1)　水中台車及び使用済燃料移送機の作業前点検が完了していることを確認すること。 (2)　使用済燃料の貯蔵は、別表第４８の第１欄の（１）から（３）に掲げる貯蔵設備に、同表第２欄に掲げる貯蔵能力を超えないように貯蔵すること。 (3)　水冷却池内の使用済燃料貯蔵ラック以外の場所に使用済燃料を貯蔵しないこと。 (4)　水冷却池水の管理が水冷却池設備により十分行われていることを確認すること。 (5)　貯蔵施設からの使用済燃料の盗取防護のため施錠等の措置を講ずること。 ２　高速炉第１課長は、使用済燃料を貯蔵する水冷却池の状態を週１回以上点検し、水冷却池の水温が４２℃以下であることを確認する。 第１５９条～第１７４条　（省略）	認する。 第１４９条～第１５７条　（変更なし） （缶詰された使用済燃料の水冷却池への移送及び貯蔵） 第１５８条　高速炉第１課長は、缶詰された使用済燃料を水冷却池の使用済燃料貯蔵ラックに移送し、貯蔵作業を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1)　水中台車及び使用済燃料移送機の作業前点検が完了していることを確認すること。 (2)　使用済燃料の貯蔵は、別表第４８の第１欄の（１）から（３）に掲げる貯蔵設備に、同表第２欄に掲げる貯蔵能力を超えないように貯蔵すること。 (3)　水冷却池内の使用済燃料貯蔵ラック以外の場所に使用済燃料を貯蔵しないこと。 (4)　水冷却池水の管理が水冷却池設備により十分行われていることを確認すること。 (5)　貯蔵施設からの使用済燃料の盗取防護のため施錠等の措置を講ずること。 ２　高速炉第１課長は、使用済燃料を貯蔵する水冷却池の状態を週１回以上巡視し、水冷却池の水温が４２℃以下であることを確認する。 第１５９条～第１７４条　（変更なし）	法令改正に伴う記載の適正化

附　則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
	附　則 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。	附則の追加

別　表

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
別表第１・別表第２　（省略）	別表第１・別表第２　（変更なし）	
別表第２．１　組織と品質保証活動及び保安活動との関連（第５条の２）	（削る）	品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図及び品質マネジメントシステム文書体系を追加することから削除

品質保証活動及び保安活動／組織	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理並びに是正及び予防処置	マネジメントレビュー
理事長	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○
統括監査の職	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○
（監査プロセスの管理責任者）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
安全・核セキュリティ統括部長	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
（本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
大洗研究所の管理責任者	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
所長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
高速炉サイクル研究開発センター長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	○
環境技術開発センター長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	○
保安管理部長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－
安全対策課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
施設安全課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
危機管理課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
核物質管理課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
放射線管理部長	○	－	－	－	○	○	○	○	－	○	－
環境監視線量計測課長	○	－	－	－	○	○	○	○	－	－	－
放射線管理第１課長	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－
高速実験炉部長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－
高速炉技術課長	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－
高速炉第１課長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
高速炉第２課長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
高速炉照射課長	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－

変更前	変更後	備考

環境保全部長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－
環境技術課長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－

別表第３　品質保証に関する教育（第１９条、第２０条）

対象者／項目	原子炉施設に関する保安活動を行う者＊6	管理責任者	内部監査員	頻度
品質保証計画書	０．５時間以上＊1	－	０．５時間以上＊2	策定及び改定の都度＊3
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式	０．５時間以上＊1	－	０．５時間以上＊2	策定及び改定の都度＊3
品質保証に関する知識	－	１日以上＊4	－	就任時＊5
内部監査の実施方法	－	１日以上＊4	1日以上＊4	就任時又は指名時＊5

＊１：内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。
＊２：原子炉施設に関する保安活動を行う者として教育を受けた場合は、免除する。
＊３：部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。
＊４：就任又は指名前に内部監査員として相当以上の教育を受けた場合は、免除する。
＊５：就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。
＊６：原子炉施設に関する保安活動を行う者の対象者は、職員等（外来研究員、協力研究員及び客員研究員については、常時立ち入る者）及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員）とする。

（削る）

品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除(品質マネジメントに関する教育は、変更後の別表第４に統合)

変更前	変更後	備考
（新設）	別表第３　品質マネジメントシステム文書体系（第１３条） 表-3	品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム文書体系の追加

品質マネジメント計画書（PIP） （一次文書）	本部 （二次文書）	大洗研究所 （二次文書）	原子力施設検査室 （二次文書）	保安管理部 （二次文書）	放射線管理部 （二次文書）	管理部 （二次文書）	高速実験部 （二次文書）	環境保全部 （二次文書）
4.1 一般要求事項	－	－	・総則（大洗-QAM-01）	・総則（保安-QAM-01） ・重要度分類要領（保安-QAM-02）	・総則（放管部-QAM-01） ・重要度分類要領（放管部-QAM-02）	・総則（管理-QAM-01）	・総則（JOYO-QAM-01） ・重要度分類（JOYO-QAM-02）	・総則（環境-QAM-01） ・重要度分類要領（環境-QAM-02）
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領（QS-A01）	・大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗-QAM-01）	－	－	－	－	－	－
5.1 経営者の役割	・理念文化の育成及び維持向上に関する法令等の遵守活動に係る実施要領（QS-A09）	・理念文化の育成、維持及び関係法令等の遵守活動規則	－	－	－	－	－	－
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領（QS-A11）	－	－	－	－	－	－	－
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全委員・品質保証委員会の運営について（QS-A05）	・原子力施設等安全審査委員会規則 ・品質保証推進委員会規則	－	－	－	－	－	－
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領（QS-P02）	－	－	－	－	－	－	－
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領（QS-A07）	・大洗研究所教育・訓練管理要領（大洗-QAM-07）	－	－	－	－	－	－
7.1 事務の計画	・事務の計画及び実施管理要領（QS-A12）	・事故対策規則 ・大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領 ・大洗研究所内放射性物質運搬規則 ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 ・ＰＩ設定要領要領	・事務の管理要領（大洗-QAM-06）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-03）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-03）	－	・事務の管理要領（JOYO-QAM-06）	・事務の管理要領（環境-QAM-06）
7.2.3 外部とのコミュニケーション	－	・フリーアクセス対応要領	－	－	－	－	－	－
7.3 設計・開発	－	－	－	・設計・開発管理要領（保安-QAM-05）	・設計・開発管理要領（放管部-QAM-05）	－	・設計・開発管理要領（JOYO-QAM-05）	・設計・開発管理要領（環境-QAM-05）
7.4 調達	・調達品の評価・選定管理要領（QS-A03）	・大洗研究所調達管理要領（大洗-QAM-02）	－	－	－	－	－	－
7.5 事務の実施	－	－	・事務の管理要領（大洗-QAM-06）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-03）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-03）	－	・事務の管理要領（JOYO-QAM-06）	・事務の管理要領（環境-QAM-06）
7.6 監視機器及び測定機器の管理	－	－	－	－	・監視機器及び測定機器の管理要領（放管部-QAM-06）	－	・監視機器及び測定機器の管理要領（JOYO-QAM-07）	・監視機器及び測定機器の管理要領（環境-QAM-07）
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領（QS-P03）	－	－	－	－	－	－	－
8.2.4 検査及び試験	－	・原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質使用施設 ・環境検査要領	－	・検査及び試験の管理要領（保安-QAM-04）	・検査及び試験の管理要領（放管部-QAM-04）	－	・検査及び試験の管理要領（JOYO-QAM-04）	・検査及び試験の管理要領（環境-QAM-04）
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置 8.5.3 予防処置	・不適合管理及び是正及び未然防止処置要領（QS-A04）	・大洗研究所不適合管理及び是正及び予防及び未然防止処置要領（大洗-QAM-03）	－	－	－	－	－	－

変更前

別表第４　原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第２０条）

項目 保安教育項目及び教育時間数※１	教育内容	放射線業務従事者				放射線業務従事者以外	
		職員等		職員等以外の者		職員等	職員等以外の者
		原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者※3	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者※3	左記以外の者		
関係法令、保安規定に関すること。※２（１時間以上）	原子力関連法令の概要に関すること。	◎	○	◎	○	○	○
	設置許可申請書の概要に関すること。	◎	○	○	○	○	×
	保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	（新設）						
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。（２．５時間以上）	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。※３	◎	○	○	○	○	○
放射線管理に関すること。※２（２時間以上）	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×
	管理区域内の遵守事項に関すること。						
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	○	◎	○		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※２（１．５時間以上）	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。	◎	○	○	○	×	×
	核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	○	○		
非常の場合に採るべき措置に関すること。※２	非常の場合に採るべき措置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎

変更後

別表第４　原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第２０条）

項目 保安教育項目及び教育時間数※１	教育内容	放射線業務従事者				放射線業務従事者以外	
		職員等		職員等以外の者		職員等	職員等以外の者
		原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者※3	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者※3	左記以外の者		
関係法令、保安規定の遵守に関すること。※２（１時間以上）	原子力関連法令の概要に関すること。	◎	○	◎	○	○	○
	設置許可申請書の概要に関すること。	◎	○	○	○	○	×
	保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	品質マネジメントに関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。（２．５時間以上）	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。※３	◎	○	○	○	○	○
放射線管理に関すること。※２（２時間以上）	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×
	管理区域内の遵守事項に関すること。						
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	○	◎	○		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※２（１．５時間以上）	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。	◎	○	○	○	×	×
	核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	○	○		
非常の場合に講ずべき処置に関すること。※２	非常の場合に講ずべき処置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎

備考

記載の適正化

変更前の別表第３から品質マネジメントに関する教育を移動

記載の適正化

変更前	変更後	備考

変更前

（０．５時間以上）							

・すべての対象項目について毎年度実施する。
・原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。
・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。
・外来研究員、協力研究員及び、客員研究員は、常時立ち入る者に限る。

凡例：◎：全員対象（２０分以上）
○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。）
×：対象外
※１：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数
※２：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目
※３：ＤＣＡにあっては「運転」を「廃止措置」に読み替える

別表第５　（省略）

別表第６　放射線業務従事者の指定教育（第２０条）

項目	時間数	実施すべき場合
１．放射線の人体に与える影響	０．５時間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき
２．設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	４時間以上	
３．核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	１時間以上	
４．原子炉施設保安規定 （非常の場合に採るべき措置を含む）	０．５時間以上	

別表第７～別表第７．１　（省略）

別表第８　保安訓練（第２１条）

(1) 総合的な訓練

項目	実施頻度
非常の場合に採るべき措置についての総合的な訓練	年１回以上

(2) 避難、通報訓練

項目	実施頻度
１．避難訓練	年１回以上
２．通報訓練	

所長又は施設管理統括者の行う別表第８（１）及び別表第８（２）に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。

(3) 緊急作業に係る訓練

分類	項目	時間数*1	実施頻度
緊急作業についての訓練	１．緊急作業の方法	３時間以上	年１回以上
	２．緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	３時間以上	

＊１：実効線量について１００ｍＳｖを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業

変更後

（０．５時間以上）							

・すべての対象項目について毎年度実施する。
・原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。
・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。
・外来研究員、協力研究員及び、客員研究員は、常時立ち入る者に限る。

凡例：◎：全員対象（２０分以上）
○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。）
×：対象外
※１：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数
※２：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目
※３：ＤＣＡにあっては「運転」を「廃止措置」に読み替える

別表第５　（変更なし）

別表第６　放射線業務従事者の指定教育（第２０条）

項目	時間数	実施すべき場合
１．放射線の人体に与える影響	０．５時間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき
２．設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	４時間以上	
３．核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	１時間以上	
４．原子炉施設保安規定 （非常の場合に講ずべき処置を含む。）	０．５時間以上	

記載の適正化

別表第７～別表第７．１　（変更なし）

別表第８　保安訓練（第２１条）

(1) 総合的な訓練

項目	実施頻度
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練	年１回以上

記載の適正化

(2) 避難、通報訓練

項目	実施頻度
１．避難訓練	年１回以上
２．通報訓練	

所長又は施設管理統括者の行う別表第８（１）及び別表第８（２）に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。

(3) 緊急作業に係る訓練

分類	項目	時間数*1	実施頻度
緊急作業についての訓練	１．緊急作業の方法	３時間以上	年１回以上
	２．緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	３時間以上	

＊１：実効線量について１００ｍＳｖを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業

変更前	変更後	備考
務従事者の時間数は、この限りではない。 ＊２：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。	務従事者の時間数は、この限りではない。 ＊２：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。	
別表第９．１　試験炉規則に基づく記録（第３１条） ＤＣＡの記録	別表第９．１　試験炉規則に基づく記録（第３１条） ＤＣＡの記録	

変更前

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
１．原子炉施設の検査記録				
イ　法第２８条第１項の規定による使用前検査の結果（注１）	検査の都度	環境技術課長	環境技術課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　法第２９条第１項の規定による施設定期検査の結果	検査の都度	—	—	—
ハ　第１０条の規定による施設定期自主検査の結果（第１５条、第９０条）	検査の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
２．運転記録				
イ　熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	—	—	—
ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（注２）	運転中１時間ごと	—	—	—
ハ　制御材の位置（注３）	運転中１時間	—	—	—

変更後

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
１．原子炉施設の施設管理（試験炉規則第９条第１項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録				
イ　使用前確認の結果（第９１条の２）	確認の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　試験炉規則第９条第１項第４号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（第７０条の５、第８７条の４）	施設管理の実施の都度	環境技術課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後５年が経過するまでの期間
ハ　試験炉規則第９条第１項第５号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名（第７０条の２、第７０条の３、第７０条の４、第７０条の６、第８７条、第８７条の２、第８７条の３、第８７条の５）	評価の都度	環境技術課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
２．運転記録				
イ　熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	—	—	—
ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（注１）	運転中１時間ごと	—	—	—
ハ　制御材の位置（注２）	運転中１時間	—	—	—

備考

試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）

注釈番号の繰上げ（以下同じ。）

変更前					変更後					備考
	ごと					ごと				
ニ　再結合装置内の温度（注2）	運転中１時間ごと	—	—	—	ニ　再結合装置内の温度（注1）	運転中１時間ごと	—	—	—	
ホ　原子炉（法第４３条の３の２第２項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量（注3）	毎日１回	—	—	—	ホ　原子炉（法第４３条の３の２第２項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量（注2）	毎日１回	—	—	—	
ヘ　原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（注4）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ヘ　原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（注3）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
ト　原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注3）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ト　原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注2）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
チ　運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（注3）	開始及び停止の都度	—	—	—	チ　運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（注2）	開始及び停止の都度	—	—	—	
リ　運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（注3）	その都度	—	—	—	リ　運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（注2）	その都度	—	—	—	
ヌ　警報装置から発せられた警報の内容（注6）（第８６条）	その都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	ヌ　警報装置から発せられた警報の内容（注5）（第８６条）	その都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	
ル　運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項（注3）	運転開始及び交代の都度	—	—	—	ル　運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項（注2）	運転開始及び交代の都度	—	—	—	
３．燃料体の記録					３．燃料体の記録（試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）					試験炉規則の改正に伴う変更

変更前					変更後					備考
イ　燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量（第９２条）	受渡しの都度	環境技術課長	環境技術課長	１０年間	イ　燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量（第９２条）	受渡しの都度	環境技術課長	環境技術課長	１０年間	
ロ　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	—	—	—	ロ　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	—	—	—	
ハ　使用済燃料の種類別の取出量（注4）	取出しの都度	—	—	—	ハ　使用済燃料の種類別の取出量（注3）	取出しの都度	—	—	—	注釈番号の繰上げ（以下同じ。）
ニ　取り出した使用済燃料の燃焼度（注4）	取出しの都度又は毎月１回	—	—	—	ニ　取り出した使用済燃料の燃焼度（注3）	取出しの都度又は毎月１回	—	—	—	
ホ　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置（注4）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ホ　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置（注3）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
ヘ　使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量（注4）	払出しの都度	—	—	—	ヘ　使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量（注3）	払出しの都度	—	—	—	
ト　燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	—	—	—	ト　燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	—	—	—	
４．　放射線管理記録					４．　放射線管理記録					
イ　原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量率　（第５７条）	法第４３条の３の２第２項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日１回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	イ　原子炉本体（法第４３条の３の２第２項の認可を受け、試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第４３条の３の２第２項の認可を受け、試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量率　（第５７条）	法第４３条の３の２第２項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日１回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	試験炉規則の改正に伴う変更
ロ　放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度（第７７条、第７８条）	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	ロ　放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度（第７７条、第７８条）	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	

変更前					変更後					備考
ハ　管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（第５７条）	毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	ハ　管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（第５７条）	毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	
ニ　放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の４月１日、７月１日、１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間の線量並びに本人の申し出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量（第６１条、第６２条）	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月ごとに１回、１月間の線量にあっては１月ごとに１回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	ニ　放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の４月１日、７月１日、１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間の線量並びに本人の申し出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量（第６１条、第６２条）	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月ごとに１回、１月間の線量にあっては１月ごとに１回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	
ホ　４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量　（第６１条、第６２条）	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（上欄に掲げる当該１年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	ホ　４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量　（第６１条、第６２条）	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（上欄に掲げる当該１年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	
ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第６０条、第６１条、第６２条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第６０条、第６１条、第６２条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	
ト　放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴　（第４７条）	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	ト　放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴　（第４７条）	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	

変更前					変更後					備考
チ　工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路　（第７４条）	運搬の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	チ　工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路　（第７４条）	運搬の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	
リ　廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法（注5）	廃棄の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	リ　廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法（注4）	廃棄の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	注釈番号の繰上げ（以下同じ。）
ヌ　放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法（注5）	封入又は固型化の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	ヌ　放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法（注4）	封入又は固型化の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	
ル　放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名　（第５８条）	防止及び除去の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	ル　放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名　（第５８条）	防止及び除去の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	
5．保守記録					（削る）					試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
イ　原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉にあつては点検の状況を除く。）（第８７条）	毎日１回（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週１回）	環境技術課長	環境技術課長	１年間		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
ロ　原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名（第１５条、第９１条）	修理の都度	環境技術課長又は放射線管理第１課長	環境技術課長又は放射線管理第１課長	１年間	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	

変更前					変更後					備考
6．　原子炉施設における放射線の利用記録（注２）					5．　原子炉施設における放射線の利用記録（注１）					項番号の繰上げ 注釈番号の繰上げ
イ　利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度	—	—	—	イ　利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度	—	—	—	
ロ　原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	—	—	—	ロ　原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	—	—	—	
7．　原子炉施設等の事故記録（第３２条）					6．　原子炉施設等の事故記録（第３２条）					項番号の繰上げ
イ　事故の発生及び復旧の時	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	イ　事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	試験炉規則の改正に伴う変更
ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	
ハ　事故の原因	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	ハ　事故の原因	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	
ニ　事故後の処置	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	ニ　事故後の処置	その都度	環境保全部長	環境保全部長	法第４３条の３の２第３項で準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	
8．気象記録（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）（第６８条）					7．気象記録（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）（第６８条）					項番号の繰上げ（以下同じ。）
イ　風向及び風速	連続記録	環境監視線	環境監視線	１０年間	イ　風向及び風速	連続記録	環境監視線	環境監視線	１０年間	

変更前					変更後					備考
		量計測課長	量計測課長				量計測課長	量計測課長		
ロ　降雨量	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	ロ　降雨量	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	
ハ　大気温度	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	ハ　大気温度	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	
9.　保安教育の記録（第２０条）					8.　保安教育の記録（第２０条）					
イ　保安教育の実施計画	策定の都度	各部長	各部長	３年間	イ　保安教育の実施計画	策定の都度	各部長	各部長	３年間	
ロ　保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	各課長	各課長	３年間	ロ　保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	３年間	原子力施設検査室長の追加に伴う変更(以下同じ。)
ハ　保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	各課長	各課長	３年間	ハ　保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	３年間	
					9.　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第４３条の３の２第２項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	環境技術課長	環境技術課長	法第４３条の３の２第３項において準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
10.　第１４条の２の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（注３）					10.　試験炉規則第１４条の２各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（注２）	評価の都度	―	―	―	注釈番号の繰上げ
イ　第１４条の２第１項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	―	―	―	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
ロ　第１４条の２第２項第１号に掲げる評価の結果	評価の都度	―	―	―	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
ハ　第１４条の２第２項第２号に掲げる計画	策定の都度	―	―	―	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
11.　品質保証計画（第１３条）	策定及び改定の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	次の改定の後３年間	11.　品質管理基準規則第４条第３項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各	当該文書又は記録の作成又は変更後５年が経過するまでの期間	

変更前	変更後	備考
	（削る）	品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除 注釈番号の繰上げ

変更前

注１： 第１５条の検査及び試験に関する規定が関連する。

注２： 該当設備がないため実施しない。
注３： 廃止措置に着手しているため実施しない。
注４： 臨界実験装置のため実施しない。
注５： 廃止措置計画の認可に伴い実施する。
注６： 点検等の保守作業に伴う作動要因が明らかなものを除く。

別表第９．２　試験炉規則に基づく記録（第３１条）
「常陽」の記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
１．原子炉施設の検査記録				
イ 法第２８条第１項の規定による使用前検査の結果（注１）	検査の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長、高速炉照射課長又は放射線管理第１課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長、高速炉照射課長又は放射線管理第１課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ 法第２９条第１項の規定による施設定期検査の結果（注１）	検査の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長又は放射線管理第１課長	高速炉第２課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ハ 第１０条の規定による施設定期自主検査の結果（第１５条、第１３９条）	検査の都度	担当課長	担当課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

変更後

		課長	課長	

注１： 該当設備がないため実施しない。
注２： 廃止措置に着手しているため実施しない。
注３： 臨界実験装置のため実施しない。
注４： 廃止措置計画の認可に伴い実施する。
注５： 点検等の保守作業に伴う作動要因が明らかなものを除く。

別表第９．２　試験炉規則に基づく記録（第３１条）
「常陽」の記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
１．原子炉施設の施設管理（試験炉規則第９条第１項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録				
イ 使用前確認の結果（第１４２条の２）	確認の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長、高速炉照射課長又は放射線管理第１課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長、高速炉技術課長、高速炉照射課長又は放射線管理第１課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 試験炉規則第９条第１項第４号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（第７０条の５、第１３５条の５）	施設管理の実施の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後５年が経過するまでの期間
ハ 試験炉規則第９条第１項第５号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施	評価の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第１課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目

備考

試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前					変更後					備考
					設管理実施計画評価の結果及びその評価の担当者の氏名（第７０条の２、第７０条の３、第７０条の４、第７０条の６、第１３５条の２、第１３５条の３、第１３５条の４、第１３５条の６）				標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
２．運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子密度及び温度 （第９８条、第１０６条、第１０８条、第１２６条、第１３０条）					２．運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子密度及び温度 （第９８条、第１０６条、第１０８条、第１２６条、第１３０条）					
(1) 熱出力（計算値による。）	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	(1) 熱出力（計算値による。）	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	
(2) 中性子束密度（中性子検出器出力による。）	連続記録	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	(2) 中性子束密度（中性子検出器出力による。）	連続記録	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	
(3) 温度（燃料出口温度）	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	(3) 温度（燃料出口温度）	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（第１２６条、	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（第１２６条、	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１０年間	

変更前					変更後					備考
第１３０条) (1) 温度(原子炉容器入口温度及び出口温度) (2) 圧力(１次主ポンプ出口圧力) (3) 流量(１次主冷却系流量)					第１３０条) (1) 温度(原子炉容器入口温度及び出口温度) (2) 圧力(１次主ポンプ出口圧力) (3) 流量(１次主冷却系流量)					
ハ 制御材の位置 (第１２６条) 制御棒の位置	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	ハ 制御材の位置 (第１２６条) 制御棒の位置	運転中１時間ごと	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	
ニ 再結合装置内の温度 (注2)	運転中１時間ごと	—	—	—	ニ 再結合装置内の温度 (注1)	運転中１時間ごと	—	—	—	注釈番号の繰上げ(以下同じ。)
ホ 原子炉(法第４３条の３の２第２項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量					ホ 原子炉(法第４３条の３の２第２項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量					
(1) 原子炉に使用している冷却材ナトリウムの純度(プラギング温度をもってあてる。) (第１２１条)	毎日１回	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	(1) 原子炉に使用している冷却材ナトリウムの純度(プラギング温度をもってあてる。) (第１２１条)	毎日１回	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	
(2) 原子炉に使用している冷却材の取出し及び補給量	その都度	高速炉第１課長又は高速炉第２課長	高速炉第１課長又は高速炉第２課長	法第４３条の３の２で準用する法第	(2) 原子炉に使用している冷却材の取出し及び補給量	その都度	高速炉第１課長又は高速炉第２課長	高速炉第１課長又は高速炉第２課長	法第４３条の３の２で準用する法第	

変更前					変更後					備考
（第１６９条、第１７２条）				１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	（第１６９条、第１７２条）				１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（第１５４条）	配置又は配置替えの都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	取出後１０年間	ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（第１５４条）	配置又は配置替えの都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	取出後１０年間	
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注３）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注２）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（第１２４条、第１２９条） (1) 運転開始前（起動前点検表） (2) 運転停止後（停止後点検表）	開始及び停止の都度	担当課長	高速炉第１課長	１年間	チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（第１２４条、第１２９条） (1) 運転開始前（起動前点検表） (2) 運転停止後（停止後点検表）	開始及び停止の都度	担当課長	高速炉第１課長	１年間	
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（第９８条、第１２６条、第１	その都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（第９８条、第１２６条、第１	その都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	

変更前					変更後					備考
３２条)					３２条)					
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 （注4、注5） (第１１４条)	その都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 （注3、注4） (第１１４条)	その都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第９８条）	運転開始及び交代の都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第９８条）	運転開始及び交代の都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	
３．燃料体の記録					３．燃料体の記録（試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）					試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量 （第１５１条）	受渡しの都度	高速炉照射課長	高速炉照射課長	１０年間	イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量 （第１５１条）	受渡しの都度	高速炉照射課長	高速炉照射課長	１０年間	
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第１５４条、第１５５条、第１５６条）	挿入の都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	取出後１０年間	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第１５４条、第１５５条、第１５６条）	挿入の都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	取出後１０年間	
ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第１５４条、第１５６条）	取出しの都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	１０年間	ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第１５４条、第１５６条）	取出しの都度	高速炉技術課長	高速炉技術課長	１０年間	
ニ 取出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月１回	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	１０年間	ニ 取出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月１回	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	１０年間	

変更前					変更後					備考
(第１６０条) ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第１５８条）	配置又は配置替えの都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	５年間	(第１６０条) ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第１５８条）	配置又は配置替えの都度	高速炉第１課長	高速炉第１課長	５年間	
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 （第１５４条、第１６０条）	払出しの都度	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	１０年間	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 （第１５４条、第１６０条）	払出しの都度	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	高速炉第１課長又は高速炉技術課長	１０年間	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出し後	高速炉技術課長又は高速炉照射課長	高速炉技術課長又は高速炉照射課長	取出後１０年間	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出し後	高速炉技術課長又は高速炉照射課長	高速炉技術課長又は高速炉照射課長	取出後１０年間	
４．放射線管理記録 イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率 （第５７条）	毎日運転中１回（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては、毎日１回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週１回）	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	４．放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第４３条の３の２第２項の認可を受け、試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第４３条の３の２第２項の認可を受け、試験炉規則第１６条の５の２第１１号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除	毎日運転中１回（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては、毎日１回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週１回）	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	

変更前					変更後					備考
					く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率（第５７条）					
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度（第７７条、第７８条）	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度（第７７条、第７８条）	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	
ハ 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（第５７条）	毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（第５７条）	毎週１回	放射線管理第１課長	放射線管理第１課長	１０年間	
ニ 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月ごとに１回、１月間の線量にあっては１月ごとに１回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	ニ 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月ごとに１回、１月間の線量にあっては１月ごとに１回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第６条第５項に定める期間	

変更前					変更後					備考
射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等より原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第61条、第62条）					射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等より原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第61条、第62条）					
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第61条、第62条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（上欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第61条、第62条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（上欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第60条、第61条、第62条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第60条、第61条、第62条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ト 放射線業務	その者が当該	環境監視線量計測	環境監視線量計	試験炉規	ト 放射線業務	その者が当該	環境監視線量計測	環境監視線量計	試験炉規	

変更前					変更後					備考
従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴（第４７条）	業務に就く時	課長	測課長	則第６条第５項に定める期間	従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴（第４７条）	業務に就く時	課長	測課長	則第６条第５項に定める期間	
チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第７４条）	運搬の都度	運搬の実施者	運搬の実施者	１年間	チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第７４条）	運搬の都度	運搬の実施者	運搬の実施者	１年間	
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 （注6）	投棄の都度	—	—	—	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 （注5）	投棄の都度	—	—	—	注釈番号の繰上げ（以下同じ。）

変更前					変更後					備考
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法（注6）	封入又は固型化の都度	—	—	—	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法（注5）	封入又は固型化の都度	—	—	—	
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名（第５８条）	防止及び除去の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長又は環境技術課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長又は環境技術課長	１年間	ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名（第５８条）	防止及び除去の都度	高速炉第１課長、高速炉第２課長又は環境技術課長	高速炉第１課長、高速炉第２課長又は環境技術課長	１年間	
５．保守記録 イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 （法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉にあつては点検の状況を除く。）（第１３０条）	毎日１回（法第４３条の３の２第２項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合は毎週１回）	高速炉第１課長	高速炉第１課長	１年間	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名（第１５条、第１４０条、第１４１条）	修理の都度	担当課長	担当課長	１年間	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
６．原子炉施設における放射線の利用記録（注2）					５．原子炉施設における放射線の利用記録（注1）					項番号の繰上げ
イ 利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度	—	—	—	イ 利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度	—	—	—	注釈番号の繰上げ

変更前					変更後					備考
ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	—	—	—	ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	—	—	—	
7．原子炉施設等の事故記録 （第３２条）					6．原子炉施設等の事故記録 （第３２条）					項番号の繰上げ
イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	試験炉規則の改正に伴う変更
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	
ハ 事故の原因	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	ハ 事故の原因	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるまでの期間	
ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるま	ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第４３条の３の２で準用する法第１２条の６第8項の確認を受けるま	

変更前					変更後					備考
				での期間					での期間	
8．気象記録（法第４３条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く）（第６８条）					7．気象記録（法第４３条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く）（第６８条）					項番号の繰上げ（以下同じ。）
イ 風向及び風速	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	イ 風向及び風速	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	
ロ 降雨量	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	ロ 降雨量	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	
ハ 大気温度	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	ハ 大気温度	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	１０年間	
9．保安教育の記録（第２０条）					8．保安教育の記録（第２０条）					
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	各部長	各部長	3年間	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	策定の都度	各課長	各課長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	策定の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	3年間	原子力施設検査室長の追加に伴う変更(以下同じ。)
ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	各課長	各課長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	3年間	
					9．廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第４３条の３の２第２項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	―	―	法第４３条の３の２第３項において準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前					変更後					備考
10. 第１４条の２の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（第３３条）	評価の都度	高速実験炉部長	高速実験炉部長	法第４３条の３の２第２項の認可を受けるまでの期間	10. 試験炉規則第１４条の２各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（第３３条）	評価の都度	高速実験炉部長	高速実験炉部長	法第４３条の３の２第２項の認可を受けるまでの期間	
イ　第１４条の２第１項各号に掲げる評価の結果（原子炉施設における保安活動の実施状況の評価の結果及び原子炉施設における保安活動への最新の技術知見の反映状況の評価の結果）					（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
ロ 第１４条の２第２項第１号に掲げる評価の結果（経年変化に関する技術的な評価の結果）	評価の都度	高速実験炉部長	高速実験炉部長	法第４３条の３の２第２項の認可を受けるまでの期間	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
ハ 第１４条の２第２項第２号に掲げる計画（経年変化に関する技術的な評価の結果に基づく原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する１０年間の計画）	策定の都度	高速実験炉部長	高速実験炉部長	法第４３条の３の２第２項の認可を受けるまでの期間	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	
11. 品質保証計画（第１３条）	策定及び改定の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	次の改定の後３年間	11. 品質管理基準規則第４条第３項に規定する品質マ	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室	当該文書又は記録の作成又は変更後	

変更前	変更後	備考
	ネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） 長及び各課長 長及び各課長 ５年が経過するまでの期間	
注１： 第１５条の検査及び試験に関する規定が関連する。	（削る）	品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除
注２： 該当設備がないため実施しない。 注３： 臨界実験装置でないため実施しない。 注４： 原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注５： 点検等の保守作業及びプラント状態の変更に伴う作動要因が明らかなものを除く。 注６： 許可を受けていないため実施しない。	注１： 該当設備がないため実施しない。 注２： 臨界実験装置でないため実施しない。 注３： 原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注４： 点検等の保守作業及びプラント状態の変更に伴う作動要因が明らかなものを除く。 注５： 許可を受けていないため実施しない。	注釈番号の繰上げ
別表第１０～別表第１７ （省略）	別表第１０～別表第１７ （変更なし）	
別表第１８ 個人被ばく用放射線管理用機器（第７１条）	別表第１８ 削除	第７１条の見直しに伴い削除
別表第１９．１ ＤＣＡ放射線管理用設備（第７１条）	別表第１９ ＤＣＡ放射線管理用機器（第７１条）	記載の適正化（表番号及び表名称の変更）

変更前

機器	測定線種	台数	測定項目
全身測定装置	γ	1	人体中放射性物質の測定
ガラス線量計等	β・γ	必要数	外部被ばく線量の測定
指リング	β・γ	必要数	手部の線量の測定

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲
エリアモニタ	γ	5	管理区域内の必要箇所に設置し、線量率を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10^{-2}～10^{2}mＳｖ／ｈ（重水系室など２ヵ所） 10^{-3}～１０mＳｖ／ｈ（燃料取扱室など３ヵ所）
ダストモニタ	β（γ）	1	管理区域内（プルトニウム燃料取扱室及びプルトニウム燃料貯蔵庫を除く。）の空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	１～10^{6}ｃｐｍ
排気モ ダスト	α	2	排気口（Ａ及びＢ）における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物	１～10^{6}ｃｐｍ

変更後

機器	測定線種	台数	測定項目
全身測定装置	γ	1	人体中放射性物質の測定
ガラス線量計等	β・γ	必要数	外部被ばく線量の測定
指リング	β・γ	必要数	手部の線量の測定

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲
エリアモニタ	γ	5	管理区域内の必要箇所に設置し、線量率を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10^{-2}～10^{2}mＳｖ／ｈ（重水系室など２ヵ所） 10^{-3}～１０mＳｖ／ｈ（燃料取扱室など３ヵ所）
ダストモニタ	β（γ）	1	管理区域内（プルトニウム燃料取扱室及びプルトニウム燃料貯蔵庫を除く。）の空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	１～10^{6}ｃｐｍ
排気モ ダスト	α	2	排気口（Ａ及びＢ）における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物	１～10^{6}ｃｐｍ

変更前						変更後						備考
ニタ				室の放射線監視盤によって監視する。		ニタ				室の放射線監視盤によって監視する。		
		β（γ）	1	排気口（A）における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。				β（γ）	1	排気口（A）における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。		
	ガス	β	1	排気口（A）排気に含まれる放射性ガス濃度（トリチウムを含む。）を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10^{-14}～10^{-10}A		ガス	β	1	排気口（A）排気に含まれる放射性ガス濃度（トリチウムを含む。）を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10^{-14}～10^{-10}A	
ハンドフットモニタ		β（γ）	1	管理区域からの退出のつど身体及び衣服の表面密度を測定する。（更衣室に設置）		ハンドフットモニタ		β（γ）	1	管理区域からの退出のつど身体及び衣服の表面密度を測定する。（更衣室に設置）		
サーベイメータ		β（γ）・γ	2	GM管型、電離箱型、シンチレーション型、比例計数管型のサーベイメータで線量率、表面密度の測定を行う。		サーベイメータ		β（γ）・γ	2	GM管型、電離箱型、シンチレーション型、比例計数管型のサーベイメータで線量率、表面密度の測定を行う。		
		n	1					n	1			
		α	1					α	1			

別表第１９．２　ＤＣＡ放射線管理用機器（第７１条）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
機器	測定線種	台　数	測定項目	指示範囲
ポケット線量計 熱蛍光線量計	β・γ	必要数	必要のつど線量の測定を行う。	
室内ダストサンプラ		1	プルトニウム燃料取扱室及びプルトニウム燃料貯蔵庫に取付けたサンプリング・ヘッドにより室内空気を連続的に吸引し、その集塵ろ紙を測定し、放射性物質濃度を評価する。	
放射線測定器	β（γ）	1	試料中の放射線を測定する。	
	α	1		
放射性ガス測定器	β	1	室内空気に含まれる放射性ガス（トリチウムを含む）を測定する。	
移動型ダストモニタ	β（γ）	1	管理区域内を必要に応じて移動し、空気中の放射性物質濃度を測定する。	0.1～10^{5}cps

（削る）

対象機器の見直しに伴い削除

変更前	変更後	備考
別表第２０．１　「常陽」放射線管理用設備（第７１条）	別表第２０　「常陽」放射線管理用機器（第７１条）	記載の適正化（表番号及び表名称の変更）

変更前

第１欄 設備	第２欄 測定線種	第３欄 台数	第４欄 測定項目	第５欄 指示範囲
エリアモニタ	γ	４９	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	γ_L１０$^{-4}$～１ｍＳｖ／ｈ γ_M１０$^{-2}$～１０^{2}ｍＳｖ／ｈ γ_M１０$^{-4}$～１Ｓｖ／ｈ γ_H１０$^{-2}$～１０^{2}Ｓｖ／ｈ γ_M１０$^{-2}$～１０^{5}Ｓｖ／ｈ
	ｎ	２		ｎ１０$^{-5}$～１０ｍＳｖ／ｈ
ダストモニタ	β（γ）	１０	主要な換気系ダクト、各室内の空気中及びN_2雰囲気中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
ガスモニタ	β（γ）	１		
	γ	４		
	γ	１		１０$^{-8}$～１０$^{-4}$μＡ
	γ	５	廃ガス中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
排気口モニタ　ダスト	α	１	排気口における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
	β（γ）	１		
	γ	１		
排気口モニタ　ガス	β（γ）	１		
	γ	１		
	γ	１		１０$^{-8}$～１０$^{-2}$ μＡ
水モニタ	γ	１	排水溝に設置し、一般排水中の放射性物質濃度を測定監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
ゲートモニタ	β（γ）	３	管理区域出入口に設置し、退出のつど、身体及び衣服の表面密度を測定する。	
ハンドフットモニタ	α	２	管理区域出入口又は管理区域内に設置し、身体及び衣服の表面密度を測定する。	
	β（γ）	４		
サーベイメータ	α	１	ＧＭ管型、比例計数管型、シンチレーション型、電離箱型のサーベイメータ・管理区域内の線量率、表面密度を測定する。	
	β（γ）・γ	１０		
	γ	１		
	ｎ	１		

変更後

第１欄 設備	第２欄 測定線種	第３欄 台数	第４欄 測定項目	第５欄 指示範囲
エリアモニタ	γ	４９	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	γ_L１０$^{-4}$～１ｍＳｖ／ｈ γ_M１０$^{-2}$～１０^{2}ｍＳｖ／ｈ γ_M１０$^{-4}$～１Ｓｖ／ｈ γ_H１０$^{-2}$～１０^{2}Ｓｖ／ｈ γ_M１０$^{-2}$～１０^{5}Ｓｖ／ｈ
	ｎ	２		ｎ１０$^{-5}$～１０ｍＳｖ／ｈ
ダストモニタ	β（γ）	１０	主要な換気系ダクト、各室内の空気中及びN_2雰囲気中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
ガスモニタ	β（γ）	１		
	γ	４		
	γ	１		１０$^{-8}$～１０$^{-4}$μＡ
	γ	５	廃ガス中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
排気口モニタ　ダスト	α	１	排気口における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
	β（γ）	１		
	γ	１		
排気口モニタ　ガス	β（γ）	１		
	γ	１		
	γ	１		１０$^{-8}$～１０$^{-2}$ μＡ
水モニタ	γ	１	排水溝に設置し、一般排水中の放射性物質濃度を測定監視する。	１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
ゲートモニタ	β（γ）	３	管理区域出入口に設置し、退出のつど、身体及び衣服の表面密度を測定する。	
ハンドフットモニタ	α	２	管理区域出入口又は管理区域内に設置し、身体及び衣服の表面密度を測定する。	
	β（γ）	４		
サーベイメータ	α	１	ＧＭ管型、比例計数管型、シンチレーション型、電離箱型のサーベイメータ・管理区域内の線量率、表面密度を測定する。	
	β（γ）・γ	１０		
	γ	１		
	ｎ	１		

変更前	変更後	備考
別表第２０．２　「常陽」放射線管理用機器（第７１条）	（削る）	対象機器の見直しに伴い削除

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
機器	測定線種	台数	測定項目	指示範囲
ダストサンプラ		9	管理区域内の主要な場所で空気中ダストを１週間又は必要な期間、連続サンプリングし、放射線測定器によって空気中の放射性物質濃度を評価する。	
移動型ダストモニタ	α	1	管理区域内を必要に応じて移動し、室内の空気中の放射性物質濃度を必要のつど測定する。	０～１０^{6}ｃｐｍ
	β（γ）	1		１０$^{-1}$～１０^{5}ｃｐｓ
放射線測定器	α	1	集塵試料、スミヤ試料等の各種の放射線管理上の試料の放射線測定	
	β（γ）	1		
	γ	1		
ポケット線量計 熱蛍光線量計	β・γ	必要数	必要のつど線量の測定を行う。	

別表第２１～別表第２７　（省略）	別表第２１～別表第２７　（変更なし）	
別表第２８　施設定期自主検査項目（第８５条）	別表第２８　削除	第８５の見直しに伴い削除

系統設備	検査項目	検査対象	検査内容	実施頻度
燃料体	外観検査	燃料要素	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
放射線遮蔽体	外観検査	普通コンクリート	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
核燃料物質取扱設備	外観検査	燃料体組立設備	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
	外観検査	燃料体運搬設備	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
核燃料物質貯蔵設備	外観検査	燃料貯蔵庫(A)、(B)	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
	貯蔵能力確認検査	燃料貯蔵庫(A)、(B)	燃料の貯蔵能力を満足していること	１回／年
気体廃棄物廃棄施設	作動検査	排風機	動作に異常がないこと	１回／年
	フィルタ捕集効率検査	フィルタケーシング	所定の捕集効率を有すること	１回／年
	処理能力検査	管理区域（A）、(B)系統	放射性物質濃度に異常がないこと	１回／年
液体廃棄物廃棄設備	外観検査	廃液タンク	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
固体廃棄物廃棄設備	外観検査	固体廃棄物保管庫	機能上有害な損傷等がないこと	１回／年
放射線管理施設	点検校正	放射線管理用設備	動作に異常がないこと	１回／年

変更前					変更後	備考
		※				
	警報検査	警報回路	動作に異常がないこと	1回／年		
原子炉格納施設	外観検査	炉室	機能上有害な損傷等がないこと	1回／年		
	作動検査	排気ダンパ	動作に異常がないこと	1回／年		
	作動検査	炉室内クレーン	動作に異常がないこと	1回／年		
非常用電源設備	作動検査	蓄電池	動作に異常がないこと	1回／年		

※ 放射線管理用設備の構成については、別表第１９．１に示す。

別表第２９　警報装置の動作設定値（第８６条）

警報項目	警報設定値
(1)　漏えい ①　燃料貯蔵庫漏水受枡水位高	ピット底部より５０ｃｍ
(2)　排気口ダストモニタ異常 ①　排気口（A）αダストモニタ異常 ②　排気口（A）β(γ)ダストモニタ異常 ③　排気口（B）αダストモニタ異常	 ２．１×１０$^{-8}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度） ５．６×１０$^{-6}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度） ２．１×１０$^{-8}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度）

別表第３０．１　核燃料物質貯蔵施設及び最大貯蔵能力（第９５条）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄	第６欄
貯蔵施設	U (kg)	^{235}U (kg)	Pu (kg)	Pu (fissile) (kg)	格納方法
燃料貯蔵庫(A)	２０，０００	２００			燃料体懸架台 燃料棒格納容器 ペレット格納容器 分割支持器
燃料貯蔵庫(B)	２０，０００	１８０	１２５	１１２	燃料体懸架台 燃料棒格納台 ペレット輸送容器
燃料取扱室(A)	７００	１１			燃料取扱室（A） 圧力管置場 燃料棒遮蔽容器
燃料移送分解用プール	６００	１０	6	5．5	プール内吊台 プール内分解台 プール内燃料棒格納容器
炉室仮置場	３００	5			吊台

別表第３０．２～別表第３３．３　（省略）

別表第２９　警報装置の動作設定値（第８９条）

警報項目	警報設定値
(1)　漏えい ①　燃料貯蔵庫漏水受枡水位高	ピット底部より５０ｃｍ
(2)　排気口ダストモニタ異常 ①　排気口（A）αダストモニタ異常 ②　排気口（A）β(γ)ダストモニタ異常 ③　排気口（B）αダストモニタ異常	 ２．１×１０$^{-8}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度） ５．６×１０$^{-6}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度） ２．１×１０$^{-8}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１日間平均濃度）

条の移動に伴う見直し

別表第３０．１　核燃料物質貯蔵施設及び最大貯蔵能力（第９５条の２）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄	第６欄
貯蔵施設	U (kg)	^{235}U (kg)	Pu (kg)	Pu (fissile) (kg)	格納方法
燃料貯蔵庫(A)	２０，０００	２００			燃料体懸架台 燃料棒格納容器 ペレット格納容器 分割支持器
燃料貯蔵庫(B)	２０，０００	１８０	１２５	１１２	燃料体懸架台 燃料棒格納台 ペレット輸送容器
燃料取扱室(A)	７００	１１			燃料取扱室（A） 圧力管置場 燃料棒遮蔽容器
燃料移送分解用プール	６００	１０	6	5．5	プール内吊台 プール内分解台 プール内燃料棒格納容器
炉室仮置場	３００	5			吊台

条番号の変更に伴う見直し

別表第３０．２～別表第３３．３　（変更なし）

変更前	変更後	備考
別表第３４.１　原子炉保護系の動作要素の設定値（第１１３条、第１３９条）	別表第３４.１　原子炉保護系の動作要素の設定値（第１１３条）	第１３９条の削除による見直し

変更前

項目	動作要素設定値
１．原子炉格納容器アイソレーション	
格納容器内床上線量率高	１ｍＳｖ／ｈ
格納容器内温度高 （床上：Ｒ５０１、床下：Ｒ２０３）	６０℃
格納容器内圧力高（床上、床下）	２９ｋＰａ
２．原子炉スクラム	
中性子束高（出力領域）	１０５％ 高線出力試験及び先行試験にあっては目標出力の１０５％とする
中性子束高（中間領域）	９５％＊
中性子束高（起動領域）	９５％＊
炉周期短（中間領域）	＋　５秒
炉周期短（起動領域）	＋　５秒
原子炉出口冷却材温度高（Ａループ、Ｂループ）	５１０℃ 高線出力試験及び先行試験にあっては目標出力時の原子炉出口冷却材温度より１０℃ 高い値とする
原子炉入口冷却材温度高（Ａループ、Ｂループ）	３６５℃
１次冷却材流量低（Ａループ、Ｂループ）	８０％
２次冷却材流量低（Ａループ、Ｂループ）	８０％
炉内ナトリウム液面低	－１００ mm
炉内ナトリウム液面高	＋２００ mm
１次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ）	（トリップ）
２次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ）	（トリップ）
格納容器内床上線量率高	１ｍＳｖ／ｈ
格納容器内温度高(床上：Ｒ５０１、床下：Ｒ２０３)	６０℃
格納容器内圧力高（床上、床下）	２９ｋＰａ
地震加速度（水平）	１５０ｇａｌ
電源喪失（１Ａ母線、１Ｂ母線）	（トリップ）

＊　対数目盛計器のため最高デカードにおける百分率である。

別表第３４.２～別表第４５（省略）

変更後

項目	動作要素設定値
１．原子炉格納容器アイソレーション	
格納容器内床上線量率高	１ｍＳｖ／ｈ
格納容器内温度高 （床上：Ｒ５０１、床下：Ｒ２０３）	６０℃
格納容器内圧力高（床上、床下）	２９ｋＰａ
２．原子炉スクラム	
中性子束高（出力領域）	１０５％ 高線出力試験及び先行試験にあっては目標出力の１０５％とする
中性子束高（中間領域）	９５％＊
中性子束高（起動領域）	９５％＊
炉周期短（中間領域）	＋　５秒
炉周期短（起動領域）	＋　５秒
原子炉出口冷却材温度高（Ａループ、Ｂループ）	５１０℃ 高線出力試験及び先行試験にあっては目標出力時の原子炉出口冷却材温度より１０℃ 高い値とする
原子炉入口冷却材温度高（Ａループ、Ｂループ）	３６５℃
１次冷却材流量低（Ａループ、Ｂループ）	８０％
２次冷却材流量低（Ａループ、Ｂループ）	８０％
炉内ナトリウム液面低	－１００ mm
炉内ナトリウム液面高	＋２００ mm
１次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ）	（トリップ）
２次主冷却系循環ポンプトリップ（Ａループ、Ｂループ）	（トリップ）
格納容器内床上線量率高	１ｍＳｖ／ｈ
格納容器内温度高(床上：Ｒ５０１、床下：Ｒ２０３)	６０℃
格納容器内圧力高（床上、床下）	２９ｋＰａ
地震加速度（水平）	１５０ｇａｌ
電源喪失（１Ａ母線、１Ｂ母線）	（トリップ）

＊　対数目盛計器のため最高デカードにおける百分率である。

別表第３４.２～別表第４５（変更なし）

変更前	変更後	備考
別表第４６　施設定期自主検査項目（第１３７条）	別表第４６　削除	施設定期自主検査が定期事業者検査に変更されたことに伴う削除

系統設備	検査項目	検査対象	検査内容	実施頻度
(1)　制御棒駆動機構	スクラム検査	スクラム時間	０．８秒以内であること。	１回／施設定期検査
	作動検査	デラッチ動作	異常なくデラッチができること。	１回／施設定期検査
(1) 安全保護系	設定値確認	各動作要素	基準値内であること。	１回／施設定期検査
	作動検査	警報装置	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
(3) 警報装置	警報検査	警報回路	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
(4) 原子炉制御設備	作動検査	制御棒駆動機構	引抜駆動速度が基準値を満足し、動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
	インターロック検査	制御棒駆動機構	インターロックに異常がないこと。	１回／施設定期検査
(5) 計測制御系統	計器点検校正	格納容器床上温度計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		格納容器床下温度計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		格納容器床上圧力計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		格納容器床下圧力計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		線形出力計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		中間系出力計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		起動系出力計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		１次系流量計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		炉容器液面計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		地震計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		原子炉出口温度計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		原子炉入口温度計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		２次系流量計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査
		主冷却器出口ナトリウム温度計	動作に異常がないこと。	１回／施設定期検査

変更前					変更後	備考
		補助冷却 1 次系流量計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		補助冷却 2 次系流量計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		補助冷却器出口ナトリウム温度計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		1 次冷却系漏洩検出器	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		2 次冷却系漏洩検出器	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		制御棒荷重計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		燃料破損検出設備	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		アニュラス部排気系圧力計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
		燃料集合体出口温度計	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(6) 1 次冷却系統設備	作動検査	1次系主循環ポンプ	定格流量で運転できること及びカバーガス圧力が所定の範囲内であること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	1次系主循環ポンプ	流量減少の時定数が10秒以上であること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	ポニーモータ	ポニーモータへの自動引継ぎが行えること。	1回／施設定期検査		
	性能検査	ポニーモータ	定格流量の5 % 以上の流量が1 台のポニーモータによって確保できること。	1回／施設定期検査		
	供用期間中検査	1次冷却系配管	1 次冷却系設備配管の検査孔において内管の外表面に損傷、ナトリウム漏れがないこと。	1回／施設定期検査		
(7) 補助冷却1次系統設備	作動検査	補助系電磁ポンプ	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(8) オーバフロー系	作動検査	オーバフロー系電磁ポンプ	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(9) 1 次冷却材純化系統設備	作動検査	1 次純化系電磁ポンプ	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	純度確認検査	冷却材純度	プラグ温度又はコールドトラップ温度が所定の値以下である	1回／施設定期検査		

変更前					変更後	備考
			こと。			
(10) 2 次冷却系統設備	作動検査	2次系主循環ポンプ	定格流量で運転できること及びカバーガス圧力が所定の範囲内であること。	1回／施設定期検査		
(11) 補助冷却2 次系統設備	作動検査	補助系電磁ポンプ	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	作動検査	補助送風機	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(12) 2 次冷却材純化系統設備	作動検査	2 系純化系電磁ポンプ	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(13) 原子炉格納容器	作動検査	隔離弁	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	漏洩検査	隔離弁	漏洩率が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
	漏洩検査	貫通部シール	漏洩率が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
(14) 原子炉格納容器雰囲気調整系統設備	酸素濃度確認検査	窒素雰囲気酸素濃度	原子炉運転中の格納容器窒素雰囲気の酸素濃度が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
(15) アニュラス部排気系統設備	性能検査	非常用ガス処理装置	所定の捕集効率を有すること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	非常用ガス処理装置	アイソレーション信号による非常用ガス処理装置の切換動作に異常のないこと。	1回／施設定期検査		
	圧力確認検査	アニュラス部圧力	アニュラス部の圧力が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
(16) 一般系電源設備	作動検査	電源監視盤	正常に給電されていること。	1回／施設定期検査		
(17) 非常用電源設備	作動検査	ディーゼル発電機	所定の時間内に起動し、出力電圧、周波数、振動が基準を満足すること。	1回／施設定期検査		
(18) 無停電電源設備	作動検査	交流無停電電源蓄電池	外部電源遮断後ディーゼル発電機が作動するまでの間、蓄電池により負荷に給電できること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	直流無停電電源蓄電池	外部電源遮断後ディーゼル発電機が作動するまでの間、蓄電池により負荷に給電できること。	1回／施設定期検査		

変更前					変更後	備考
	外観検査	交流無停電電源蓄電池	損傷等の異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	直流無停電電源蓄電池	損傷等の異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(19) 放射性廃棄物の廃棄施設	外観検査	廃ガスタンク	機能上有害な損傷及び漏れがないこと	1回／施設定期検査		
	外観検査	廃液タンク	機能上有害な損傷及び漏れがないこと。アルコール廃液タンクは、加圧により漏洩のないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	固体廃棄物貯蔵設備	固体廃棄物貯蔵庫の容量が所定のとおりであり、設備機能上有害な損傷がないこと。	1回／施設定期検査		
(20) 燃料体	ＦＰ漏洩検査	燃料集合体	破損燃料検出装置の計数値が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
	温度確認検査	燃料集合体	燃料集合体の出口温度が所定の範囲内であること。	1回／施設定期検査		
(21) 燃料取扱系統設備	作動検査	回転プラグ、燃料交換機	インターロックが正常に作動し、設備の動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	作動検査	燃料出入機、新燃料貯蔵設備、燃料取扱キャスクカー、トランスファロータ、使用済燃料貯蔵設備	インターロックが正常に作動し、設備の動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	燃料出入機	本体コフィンに有害な損傷がないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	燃料取扱キャスクカー	キャスクに有害な損傷がないこと。	1回／施設定期検査		
	冷却能力確認検査	燃料取扱キャスクカー	所定の冷却能力を有すること。	1回／施設定期検査		
	冷却能力確認検査	燃料洗浄設備	所定の冷却能力を有すること。	1回／施設定期検査		
(22) 使用済燃料貯蔵設備	外観検査	原子炉付属建家水冷却池	ライナーからの漏水がないこと。	1回／施設定期検査		
	冷却能力確認検査	原子炉付属建家水冷却	水冷却浄化設備の冷却池出口温度及びイ	1回／施設定期検査		

変更前					変更後	備考
		池	オン交換塔出口の導電率が所定の値以下であること。			
	外観検査	第一使用済燃料貯蔵建家水冷却池	ライナーからの漏水がないこと。	1回／施設定期検査		
	冷却能力確認検査	第一使用済燃料貯蔵建家水冷却池	水冷却浄化設備の冷却池出口温度及び浄化脱塩塔出口の導電率が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	第一使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備の燃料移送機	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	第二使用済燃料貯蔵建家水冷却池	ライナーからの漏水がないこと。	1回／施設定期検査		
	冷却能力確認検査	第二使用済燃料貯蔵建家水冷却池	水冷却浄化設備の冷却池出口温度及び浄化脱塩塔出口の導電率が所定の値以下であること。	1回／施設定期検査		
	作動検査	第二使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備の燃料移送機	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		
(23) ライナー設備等	外観検査	機器配管	ナトリウムに接液する機器配管の外装板に漏洩痕のないこと。	1回／施設定期検査		
	外観検査	ライナー及び受け樋	機能上有害な損傷がないこと。	1回／施設定期検査		
(24) 放射線管理施設	点検校正	放射線管理用設備＊	動作に異常がないこと。	1回／施設定期検査		

＊ 放射線管理用設備の構成については、別表第２０．１に示す。

別表第４７～別表第４９　（省略）

別表第４７～別表第４９　（変更なし）

別　図・別記様式

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定　新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
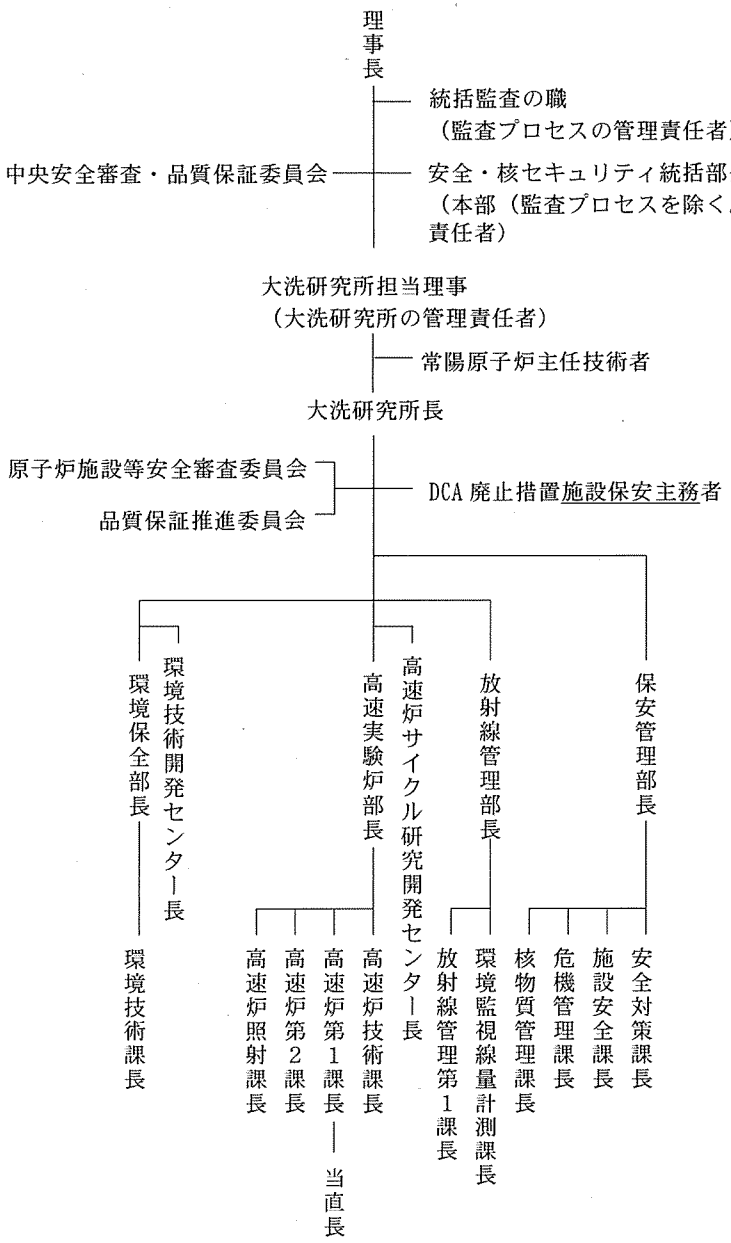 別図第1　原子炉施設の管理組織	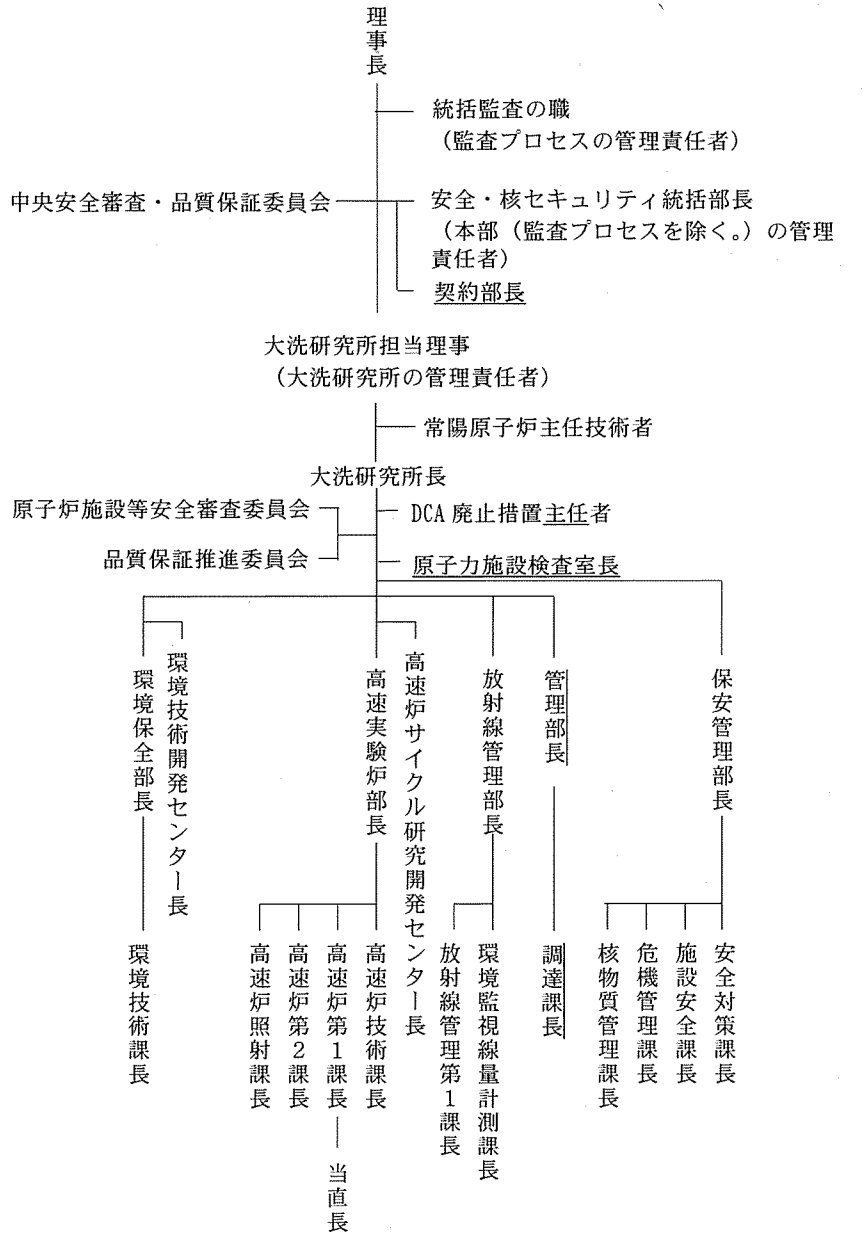 別図第1　原子炉施設の管理組織	品質マネジメントシステムの見直しに伴い、契約部長、管理部長及び調達課長を追加 法令改正に伴う変更 独立検査組織の設置に伴い、原子力施設検査室長を追加

変更前	変更後	備考
（新設）	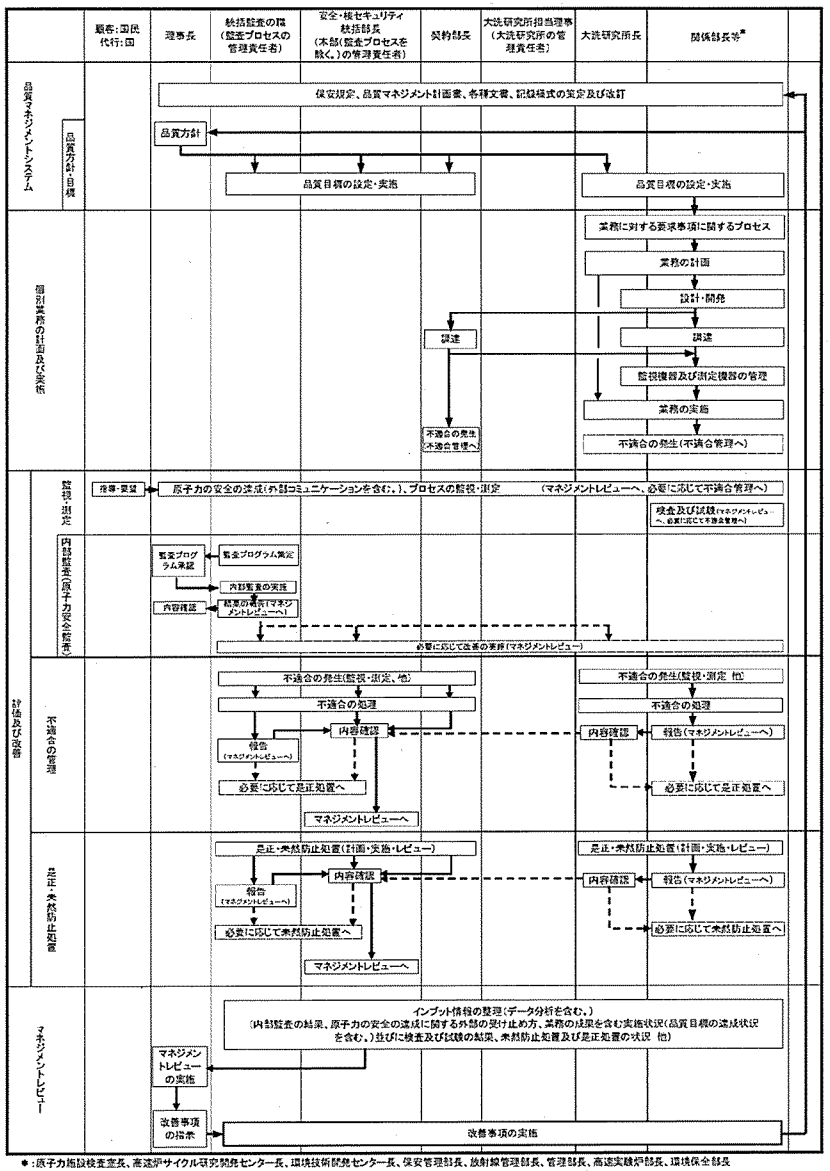 別図第１の２．１　品質マネジメントシステム体系図	品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント体系図を追加

変更前	変更後	備考
（新設）	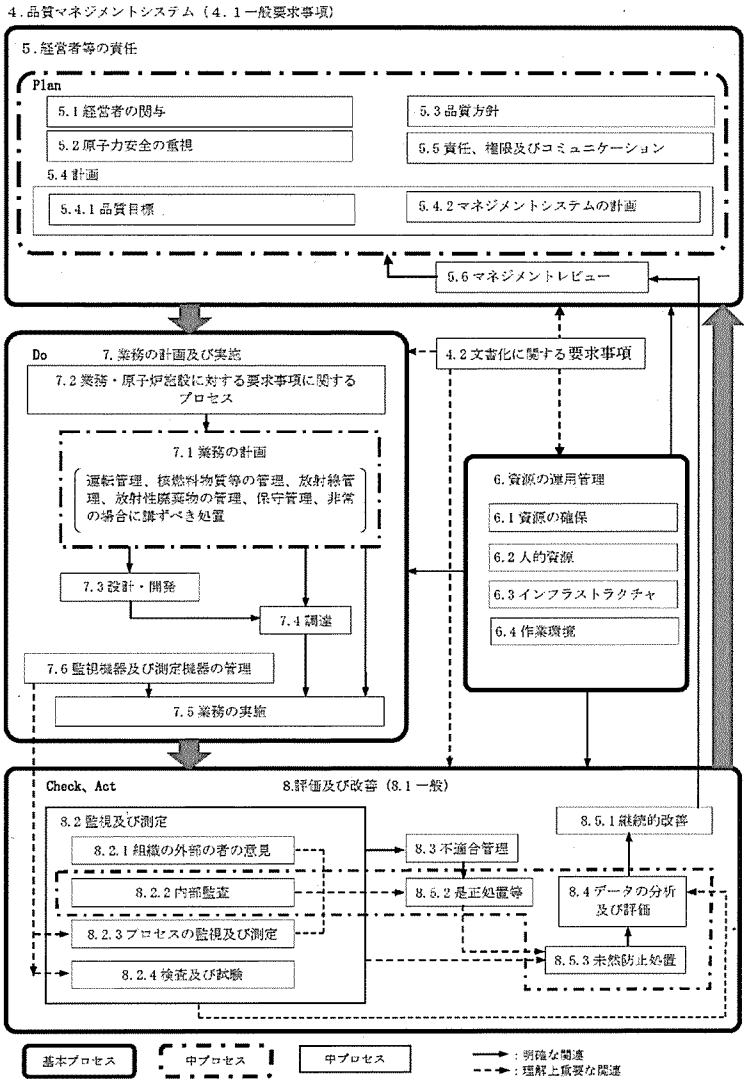 別図第1の2．2　品質マネジメントシステムプロセス関連図	品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連図を追加

変更前	変更後	備考
別図第２～別図第７．１１　（省略） 別記様式第１～別記様式第９　（省略）	別図第２～別図第７．１１　（変更なし） 別記様式第１～別記様式第９　（変更なし）	